

平成26年3月17日(月曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
		11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

10番 明神照男

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	金子富太	住民課長	松田春喜
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	野並誠路
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議 事 日 程 第 4 号

平成26年3月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成26年3月17日
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告を致します。

明神照男君から欠席の届け出が提出されましたので、報告致します。

以上で諸般の報告を終わります。

総務課長から発言を求められております。

これを許します。

総務課長。

総務課長（武政 登君）

おはようございます。

私の方からは、本日、皆さまのお席にお配りをしている資料のご説明をさせていただきます。

まず最初に、昨年、9月議会の全員協議会でご報告を致しておりました、第1次黒潮町総合振興計画の後期5カ年版が完成致しましたので、議席に配布をさせていただきました。ご活用をいただきますようお願いを致します。

次に、3月10日の議案質疑の際、矢野議員からのお申し出のあった、議案第140号、平成26年度一般会計予算の5款1項、労働費の資料で、その資料をまたそちらの方に配布してございますので、ご参考にしていただきたいと思えます。

なお、この資料のうち産業振興ふるさと雇用補助金の内容につきましては、当初予算編成後において補助の内容等一部変更が生じてございます。その修正につきましては補正予算での対応を考えてございますので、ご留意をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで総務課長の発言を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

森治史君。

11番（森 治史君）

おはようございます。

それでは、私の一般質問をさせていただきます。

まず1問目、国道56号線についてをお伺い致します。

の1ですが、鞭にありますが道の駅ビオスから鞭部落の間の国道56号線は、大体、集落の住民の方が日夜海岸へ出たり、帰ったり横断をしております。そこは皆さん、信号機のない国道を横断しなければなりません。

これは過去にも同僚議員から、死亡事故があったときに確か設置の要望の質問があったように記憶しておりますが。

まあそのことですが、これまでには交通事故によって多くの尊い命が失われております。人命を守る上からも信号機の設置が必要と私は思っておりますが。まあ国道であり、また県警等に、設置には町だけの単独ではいけないと思います。

また、そういうことについて執行部の方が国、もしくは県の方へ、その横断用の信号機を要望されるか否かについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

おはようございます。

では早速、森議員の一般質問の1番目、国道56号について問うについてお答えを致します。

まず、ご質問の1番目の、道の駅ビオスから鞭部落間の国道56号へ信号機の設置についてのご質問でございますけれど。この区間では、本年2月13日に、道路横断者が普通乗用自動車と衝突をし、歩行者が死亡する事故が発生したところでございます。この事故に関して、ご家族をはじめとする関係者の皆さまには謹んでお悔やみを申し上げます。

この事故を受けて、町では2月26日に高知県警および国土交通省とともに、現場確認と今後の対策について協議を致しました。現状では、事故を回避する手段として、国土交通省は付近の路側線等の引き直しを行う。警察署の方は、現場の50メートルほど東にございます横断歩道のライン引きの引き直しを行い、横断歩道の存在を明確にする。また、路側帯の植樹の剪定（せんてい）を行い、車道と歩道の見通しを良くすることを管理者である高知県に要望する等を確認したところでございます。町の方と致しましては、安全対策に係る啓発活動を引き続き行うこととしたところでございます。

ご質問の信号機の設置についてでございますけれど。現場は一定の横断者は確認できるものの、信号機を設置するほどの人数ではないと考えております。ついては、当面につきましては、先ほど申し上げました関係機関に対策を取っていただき、それでもなお危険な状況が続くようであれば、地元を含め関係機関と協議をしながら、信号機設置を含めた交通完全対策を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

今の答弁のように、私もあこが直線であるということは分かって、見通しのいいことも分かっております。

けど、その見通しのいい場所で、過去、何人亡いなるとかいうことを県警の方に、中村署の方で確認取するために出向きましたけど、国道56号線上の死亡件数でしたらすぐにでも出るけど、いわゆる一定区間、短い区間の分のあれは出ないというような話だったもので、まあ現在、ビオスの所から浮津の間でどれぐらいの方が亡くなったかということの数字は把握はできませんでしたが、確かに直線です。見えております。それは私も分かっておりますけど、見えておるが故に、まあ安心感というのもあろうかと思ひますし、ちょうど長距離、高知の方から帰ってきた場合に比較的、まあ幡多郡内の人やったら佐賀へ入ればほっとする。また、旧大方の辺の海岸線へ来ると、おお、これで帰ってきたという安堵感もある関係か、割と、うとうとする言うたらかしいですけどそういうこともあるし、いうことも含まれますけど。確かに、信号機がつくということについて

はドライバーも、それから歩行者も、その信号機の指示に従わないかんし、また、守らないかんという義務も発生してきます。

一番の問題はやっぱり、あっていいと思うのは、やはりビオスの辺の交差点、あこの所が一番危険性が高いと思います。だから、どこへつけられじゃないですけど、どっか1カ所そういうようにして渡る場所、また、今、課長の答弁のとおり、横断する方がどんだけ少ないか、多いかいうことは把握はできませんけど、皆さん、日々生活する方々はあこを横断せないかんと思います。やけん何年も前でしたけど、やはり高齢の方が、あの近くで横断してはねられたいう事故もあります。それもやはり、自宅から500メートルも離れてない所での横断だったように記憶しております。それから、あったから絶対、死亡事故がなくなるとは私も考えておりませんが、そのようにして一つ一つやっていくことが必要ではないだろうか。確かに、ライン引きし、横断歩道が、まあ確かにかすれてます。そこもきちっとし、ここが横断歩道であるというラインを引くならば、そこにもやはりここに横断歩道があるということは分かるようになるかもしれませんが、ちょうど直線の中ほどよりちょっと西側になりますか、あの郵便局のある辺からの真っすぐ、鞭の局から直線でビオスまでのカーブまでの間の直線のやや西寄りの所ぐらいの所に横断歩道があるのは分かっております。まあ部落から出たわけでもない要望だと思いますけど、やはり車を運転して走ってる方々からも、やはりあった方がいいのではないかというような意見も聞いておりますので、そういう面からも早急につけるべきではないでしょうか。

一番のがやはり、ビオスのとこの出入りがものすごい混雑します。あこの所に信号機がつくつかんでかなり、あれはドライバーとして、運転者としては安心して右折左折ができるという、また入ってこれるという。そういう安全性は高くなってくるし、また歩行者の方も、そこを必ず渡っていただくような指導をしていくことによって事故が防いで、ゼロとは思いませんけど、防げるのではないのでしょうかと思いますが。早急にその必要な個所ではなかろうかと私は、まあ再三事故が起こる関係でこんな質問をしてるということにもなりますけど、やはり高齢者であれ若い方であれ尊い命であるし、また、車を運転して走ってる方のドライバーの方にも、やはりそういうものでは両方が。事故が起こった場合は、確かにドライバーにも大きな責任が課されてきます。どちらがええ悪いということを私は言いたくありません。双方に何らかの事情があったと思いますので。そういう点から含めても、やはり歩行者だけじゃなくって、運転する側のそういう安全面を考えても早急に、部落の人らあ、まあ一番は住民と話すことが大事だと思います。だから、行政が住民とそういうことについての話し合いをされて、部落と。そして早急な設置が、私は必要ではないかと思いますが。

確かに、信号の設置はほうぼうで挙がっていくと思います。国道だけではなく、町道、県道。押しボタンだけでもいいから学童の時間帯だけでもつけてくれん、押しボタンでいい、子どもの登下校に必要な、というような声もよう聞いております。そういう意味からも、やはり一番重要な国道ですので、交通量も全然普通のところは違います。

そういう意味からも、執行部として、地区の住民の声が一番大事だと思います。地区の住民の方の声を聞くという、そして、待つじゃなくって、そういう形で上に働き掛けていくという考え方があるかないかについてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずご質問に対して、信号機の設置するまでの経過について、少しご説明を加えさせていただきたいと思っております。

信号機設置に対する要望は、まず中村警察署長に対して行うこととなります。そしてその後、中村警察署長が公安委員会に上申するというような形で信号機は設置されてきます。

さらに、信号機の設置についてでございますけれど、これは危険度の高い場所から設置されるのが当然でございますけれど、県下で年間申しますと、4基か5基程度設置されているようでございます。従いまして、危険など国道56号にたくさんあると思うんですけど、実施されるとしてもですね、すぐにはなかなか実施されないというのが現状ではないかと存じております。

先ほど議員のご質問にお答えしましたとおり、当面の対策としては、関係機関とのそれぞれのできる対策を取っていただき、それでもなお危険な状況が続くようであれば、地元を含めて関係機関と協議をしながら、信号機の設置を含めた交通安全対策をですね図ってまいりたいと思っております。当然、その場合は国、県への要望も強めていきます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

信号機、まあ言われてることは分からないことはありません。警察署へ持って行って、公安の許可が要するということは分かっております。

そしたら、時間帯で、朝の8時ごろから晩の7時ごろまでの信号で、あとは赤と黄の点滅になる信号機をつけるのか、それとも押しボタン式の信号機つけるのと、どちらが設置の条件としては緩やかながででしょうか。いわゆる押しボタンだけ。押しボタン式という信号がありますよね。赤と黄の点滅がつく。そのことになってくると、赤の点滅側は必ずいったん停止せんと違反になりますので、運転する側にはいろいろと難しいというか、わずらわしい点もありますけど。同じ信号機でも、もしフルで動く、時間的に信号が変わる信号機でなくて、押しボタン式だったら設置が緩やかながででしょうか。できたら早急に、押しボタン式でもかまんからつける必要があるのではないかとこのように考えておりますが。

いかがなものでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では続けて、ただ今の森議員の質問にお答えしたいと思います。

押しボタンの方が設置がしやすいのか、あるいは通常の信号機の方が設置が困難なのか。そういうふうな情報、実はまだ私の方で詳しく説明できる状況には、資料を持ってございません。

その年間の設置が4ないし5件、県で設置されてるいうところでございますけれど、恐らく、そういうふうな種別別に、それぐらい設置されているというのが現状だと思いますけれど、森議員のご意見、ご質問も踏まえてこれから関係機関と調査して、そして対策も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

1問目の2の方に移らさせていただきます。

鞭部落から白浜の間にかけての国道56号線は、海岸線をずうっと通っております。浮津とか有井川とか上川

口とかでは道路脇の柱とかに、または上川口でしたら、歩道橋などには10メートルと書かれた表示があります。海拔10メートルと書いて。一番、私が走っててどの点が10メートルになるかというの、まあこれ、写真を皆さんに持っていただいたと思いますけど。有井川のとこなんか10メートルと矢印があって、上に3つ青いマークがあります。実際はどこが、一番手前が10メートルか、一番上の端まで来て10メートルか。そのへんの、なかなかやりにくいんですけど。

それよりも、こういうものはなかなかね、車で走ってるときに見つけるいうていうのはなかなか難しいと思います。やってくれてるんだから表示はあるということで、それはそれでありがたいんですが、なかなか運転しもって気付きにくいということが一つ、難点ではなからうかと思えます。特に灘から白浜、佐賀へ入る間は、もう全面的に海岸線を車が通っております。

そこでですが、そこには海拔表示がなかなか。私、2回、3回気を付けて走りましたが、なかなか目に付きません。いうよりもないと思います。で、必要であると思うし、また町外の人なんかもやっぱり、前を通るときに何にもない海岸の目の前通りよう。果たして自分の走ってる道路がどればあの海拔のとこを走ってるか。そういうものがないからあれば安心な、というような声も多々聞いております。

そこで、山側ののり面とか海岸の防波堤に書くとか、王無団地とかシーサイドホームの近くの一定の高さがある所とか、新しくできます消防署の付近などには、その逆に道路だけじゃなくって、今走ってる高さの所の海拔表示があれば、国道を利用される町内外の運転者の方にも、自分たちが今、どれだけの海拔のとこを走っているか。何かあれば、まあバックはできんとしても、そのまま走り込んでいったら一定の距離で高台の所の消防署なり、シーサイドのとこまで着くとかいうような目安にならうかと思えます。

私が思うには、このポールに書いてるのも結構ですけど、はっきりその海拔がどればあ来るかじゃなくって、今走ってる国道の海拔、地盤高というんですか、これが移動中の運転者に目につくようにやはり表示が必要と考えますが。

執行部の方の考え方を伺います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の国道56号について問うの2番目のご質問でございます、鞭部落から白浜部落にかけての国道56号へ海拔表示についてのご質問でございますけれど。

まず、国道56号に限らないんですが、町が実施しました標高表示につきましては、平成24年度に町道沿い、集会所、避難場所の登り口等を中心に、町内で131カ所の設置を実施してまいりました。また町内の国道56号においては、国土交通省が平成23年度末までに19カ所の標高表示、これは海拔シールという名前が付いておりますけれど、それを設置しております。さらに高知県におきましても、平成25年度中に田野浦漁港内に1カ所、それから平成26年度から27年度には、幾つかの設置する計画と聞いております。さらに今後におきましても、町内の住民が目につきやすい個所および国道56号利用者に対して、標高表示は必要と考えております。

町事業としては、平成26年度は沿岸部を中心に約60カ所程度の標高表示板の設置を計画しております。また関係機関、特に国道56号沿いは、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所等に要望するなど、住民ができるだけ安心でき、確実な避難行動が取れる施設整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

再度になりますけど、その国交省がやっていただいている、ポールへ張ってますよね。今、答弁がありましたけど。

で、10メートルと書いて、海拔10メートル、矢印を付けてますよね、上向けて。ポールで。ほいたら、この青い丸は3つ付いてるが、果たして下のがで10メートルになるのか、上の端が10メートルを指すのか。そのへんは。ちょっと、そっちの方はコピーやけんあれでしょうかね。有井川の駅のとこのあれには3つ付いております。ポールに海拔10メートルと書いて、黄色いあれで書いて、矢印で上に、間隔は等間隔で青い丸いシールを張っております。これは海拔は、恐らくこれ矢印があるから上を指すと思うんですけど。

1つめが10メートルながか、上の端まで行って10メートルながか。こういうことは、国交省の方から何か説明をお聞きしておりますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

議員の今日示してくれた写真、今日初めて見たわけですけど、国交省のこの3つのマークについて何を示しているのか、ちょっと確認を取れてなくて、今、適切なお答えできないかもしれませんけれど。

この3つの青の印は海拔表示のマークではないんじゃないかというふうに、この写真見る限りではですね、私は感じておりますけれど。ちょっと写真、不鮮明なので少し、的確なですねご回答。

もしよろしければ後で確認して、議員にご回答させていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

その件につきましては、後の回答で結構でございます。

まあ今から町もそういう計画で、海拔表示をやっていくということを今言われました。

確かに、三浦小学校の児童生徒さんが、田野浦の部落のどこなんかでは農協とかの所へ書いております。確かに、どういんでしょうかね、子どもさんが書いたものですので字なんかもばらばら。けど、それでもやはり目安にはなると思います。ここは海拔何メートルですというて書きちょうことよ。で、海岸が目の前に見えてますので、そういう簡単なものでも目には付きますので。

それから国道の場合ですけど、やはりこのり面なんか空いておりますので、これは国交省の持ち物だと思います。だからぜひ国交省に、西から来うが東から来うが何カ所か見える場所へ、道路の地盤高というんですかね海拔をきちっと示してあげる方が、こんだけ34メートル来るとか言われてる所、20メートルが来るとか言われてる所、これはここだけの話をしてるわけじゃないんです。町道になるでしょうけど、熊野浦線になったらやはり海岸を通らないかんとこもあるし、いろいろありますので。そういう所にやはり通る人、町内の人だけじゃないと思うんです。また、熊野浦の辺でしたら釣りに来る方もおろうと思いますし。必ず町内の人間だったらそこそこのことは分かっておって、どこそこへ逃げればいいのかというようなあれはできると思いますけど、やはりこういう海拔表示をしてあげることで、それと、高台に当たるかどうか分かりませんが、白浜と佐賀との間の高いところなんかは絶対津波には大丈夫。その所でも、ここの海拔がどれぐらいあるかということの表示。そうすると、シーサイドとか今度できる消防署とかの近辺にそういう表示があれば、絶えず走ってる運転者でしたら、そこで会うてもここからどればあ走ったら、何分走ったらその高台へ行けるとかいう計算ができると思いますので。やはり町がするべきことではなくって、国にもやはり、国道であれば国、県で

あれば県の方に表示をなるだけやって、住民の日々の生活にも安心ができるように表示が必要です。

まあ、地域内にもやっていかないかん。それは確かに、出口地区も海岸線があります。すべて海岸線の所に集落があります。わが黒潮町には。そこは町がするべきとことかいう色分けも大事なことだと思いますけど、できることなら、こういう防災のことですので国に予算をつけていただいて、国の方からそういうことへの費用をもらってでも。また、どうしても出なければ町単でも、どうしても大事な所はつけるというような政策が必要やと思いますが。

そのへん、国道であれ、県道であれ、町道であれ、どうしても必要なという個所が見つかった場合は、国、県の補助がなくても町でそういうことを取り組んでいくという考え方があるかについて、再度答弁をお願い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、住民の方、あるいは町においでの方、あるいは通行途中の方、それぞれの方に適切な海拔表示あるいは避難所への案内、このサイン計画は非常に大事だと認識しております。

従いまして、これからも黒潮町はもちろん、関係機関と協力をいただきまして、できるだけ多くの表示をしていきたいと思っております。

ただ、平成24年度に131カ所の海拔表示を実施しました。ただそれでも、皆さんおっしゃられるとおり、まだなかなか目に付かない。恐らく町内すべてをすると数千の表示が必要ではないかと、私どもは考えております。そうすると、非常に経費も高くなります。数千万、あるいは億の単位の事業費になろうかと思っておりますので、それは町の財政の範囲、あるいは国、県のできるだけの支援策を探しながらですね、積極的に進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

それでは2問目の方に入らせていただきます。

側溝の改修についてでございますが、それも資料の写真の方は皆さんの机の方に行ってると思います。

入野サンシャインの前から浜の宮への町道約200メートル、まあ素人で200あるか300、約200メートルぐらいは優にあるということでお伺い致します。

この間は、片側はちゃんとなって片側は古いままでしたので、長年水の流れが悪かったようです。で、今、工事をやっております。その工事を見ていくと、各家庭のブロック塀から10ないし15センチの場所に、こうカッターで切って、それで、それに新しいU字の側溝による改修工事が進んでおるといふか、もう今は完成しておりますが。まあ、一部セメンが入ってないところがありますけど。

これを私、見さしていただいて、今まで自分の錦野部落で前にもこのことについては要望していたところですけど、この番地も書いておりますけど。写真で言うと、このまっすぐの道で水がたまった石垣のついちよるへおいがそこに写っておりますが。このことでしたら、これぐらいの厚みがあります。入野の方の本村でやった工事のところで残っちゃう厚みとそう大差はないと思います。同じような形で造ってる。あの三面張りみたいな、先に両側をセメンでやっついて、型のけてから中へセメン打っていく方法で、恐らく両方とも昔のもので

すからやっているとありますが。

どうしてもその要望をしても、担当の方から受けた説明では、このブロック塀の近くにある工事は難しいと。それで、掘ったときにブロック塀の下に、どんだけ下に基礎が入ってるか入ってないかで、ブロック塀が倒れたら役場が補償せないかなるけん、そういうところはもう難解でなかなかできないという答弁を何回かもらっております。話しに行っても、そういうことでできませんと。ずっとそのつもりにしてました。確かに、あの錦野は直線があり、坂があり、直線があり、坂があります。1期工事の方は、ほんと言われんですけど、あれは溝じゃないです。水は低い方に流れるものですけど、設定がどう狂うたか真ん中にたまるという、溝がすべてそういう構造になっております。

私も1期工事の方でやってます、スーパーのとこから上がって行って上の児童公園の近辺、第1工事ですが、そこについてはあまりにも薄いU字側溝ですのでなかなかそれは難しいと思いますけど、第2期工事の所はこういうように幅の厚みのある側溝になっておりますので、私としては同じような改修ができると思います。まあ、予算の関係もあろうかと思いますが、今、中学校へ抜ける所までの避難道の拡張工事、大きい、ものすごい工事やっておりますが。あの入り口のとのこの一番手前のとこに建ちよううちを、所の側溝工事をやっておるのを見ました。そしたら、ブロックの下は15センチぐらいのセメンの上へブロックをついていってます。それでもU字側溝の工事ができております。

で、私のとこらあの住民の方も、長年この水の流れが悪いのに、それと1つは、当然真つすぐ流れたらいいんですけど1カ所にたまってくると、既に両サイドのご家庭のものがたまってきて、ほんと夏、雨が降らなくてもそこだけはずうっと水が年中張ってる状態になっております。その環境とか何とかも含めてですけど、こういう工事ができるのであれば、まあ予算も要ると思いますけど、ぜひこの錦野の2期工事やってる所はこうやって改修ができてくると思います。区長をやっているときも長年こういう課題はあったけど、すべて側溝を直すがはブロック塀の下にどんだけステが入っちゃうか、下に入っちゃうかによってなかなかできないと。へおいが倒れてきたことのことを考えるとようしません、という答弁であったんで、それはもうそのまま致し方ないかなというように考えておりましたけど。そうやってやってる工事を見ましたら、一気にできなかってもいいですから、ひとつ、ちょっとずつでもやってもらえるんじゃないかというような考えになりましたので、こういうふうにお伺いしておりますが。

今現在、入野の本村でも工事が完了になっておりますが、そのようなU字側溝での錦野地区での改修が可能と私は思いますが、執行部の考え方をお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、森議員の2番の側溝の改修についてのご質問にお答えを致します。

ご質問の側溝につきましては以前から議員よりご要望をいただいております、現場の状況につきましては十分把握をしておりますが、道路維持費の予算も少なく、対応ができていないところでございます。

現場は、側溝の縦断勾配がなく、一部、家庭排水の水たまりの箇所も見受けられます。この原因を解消致しますには、水路底のかさ上げによります縦断勾配の改修や、新たに大溝への排水を流す横断側溝等の新設等が考えられます。

いずれにしましても、再度詳細な現地測量を行った上で、限られた道路維持予算ではございますが、対応について検討してまいりたいと存じます。

また、先ほど、12月議会でもご質問がありました側溝の場所につきましてもです。ただ今、議員の方から資料も頂きました。町道松原線でございます。この事業につきましては、国の補助事業でございます都市再生整備計画事業を活用して、長年のあの側溝改修の方を行わしていただきました。

あの側溝につきましては最近新しくできました側溝でして、水路内幅が30センチの幅でございます。従来のプレキャストの、既製品の側溝です。から比べますと、約10センチほど全体の幅が狭くなります。狭くなるといことは、狭い町道です。ね道路掘削していくときに、少しでも現道を残して通行を確保していくとかいう優利性がございます。

従いまして、今後ですね、その錦野の分につきましてもそのようなものを適応できる場所があればですね、検討してまいります。

現在、大方地域各地区からこのような側溝、路側の改修、数多く要望が来ております。緊急度の高い所から施工させていただいておりますので若干遅れておりますけど、来年度はですねある程度また予算の方も、ちょっと要求も少ないですけど何パーセントかアップ要求をしておりますので、対応できる個所につきましては先ほど言いましたように検討をしてですね、前向きにやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まあ予算的なこととか、国の補助の関係で本村の所の町道はできたという答弁でございました。

今の答弁の中で、水の流れを良くするために底打ち言うたから、生コンを入れてこう配をつけるがだと思えます。それと、真ん中に別にヒューム管抜いて、それに、まあ私の勝手な想像ですけど、そうやって真ん中の所へ集合して抜いていくのかなというように聞いたのですが。

錦野も1カ所、両脇に溝があるけど真ん中に、大溝の排水が悪いために、1カ所大きなヒューム管抜いてやっております。それによって、あの宅老所の入り口の所の交差点の所の下には大きなヒューム管が、あの交差点から南向けて入っております。それによって、あこの辺の水が流れが良くなってきたことは事実です。それで、あの溝もすべて、改修いうたときにもうあれだったんですべて生コン入れて上げてきてますので、最初の深さと違ってものすごく溝が浅くなってきております。

それと、水の流れをうんと質問させていただくのは、あの高台であります錦野ですけど、今、私が改修できませんかと言ってる所は、許容範囲を超えて降った雨だと思えますんですけど、あの高台の平地が道路と側溝が分からなくなるぐらい、20センチぐらいの増水で、錦野地区でもあのとこだけが、もうあと1時間も降ってましたら床下浸水になるぐらいの危険なぐらいまで水かさが上がります。そういうこと含めたときに、やはり順次改修をやっていって水の流れを良くすることと、最終的には大溝からの流れもあると思えます。ほんと、ちょっと考えれんと思えます。笑われますいうか、高台で何でそんなになるがぞ言われますけど。これはもう、今の溝の排水量以上のものが降られたら、どこでもこれは一緒だと思えますけど、まあそういうことを含めて。

それから1カ所の所は、あの今の示したとこからまだ西側のとこになりますけど、うちの家の溝は、雨が降るたびに家の方向いて側溝から水が入ってくるということで、ちょうどあこへ水道工事をした関係のときに、その家だけはその中に入ってるヒューム管に向けて抜いてもらったんですよ、その家の前だけを。落ちるよにね。そうしてからは、雨が降ってもその家の方の、家地の方に入ってこなくなってきたというような話もありますし。

まあ1つだけ、やめていただきたい言うたら怒られますけど、せっかくやってくれる方法の一つですけど、

底上げだけはやめてほしいんですよ。あの底上げしても、また地盤が狂うてきたらまたおんなしことになってきて。以前にも、ほかの上の高台の方でも、もうどうしようもないから後ろへ溝を抜いてくださいというときに、予算の関係で、後ろへ抜かずに底のかさ上げをやっていった結果、県住の近くの方になりますけど、溝の深さじゃないですあれ。道路と溝が数センチかしらん、ないんですよ。だから、もしやるとしても、底打ちでかさ上げでこう配つけていくと今度は、してええか悪いか知らんけど、各ご家庭の排水のパイプが溝へ出ております。元来ならこれ抜かれんがと思えますけど、もう既に抜いて、生活雑排がそこへ出てきております。底を上げるといふことは、それをふさぐということになりますので、その方法は全く使えないということのを頭に置いてもらって検討していただかんと。底上げだけやっていくと、底を上げていくと一部の所ではもうそういうように、自分とこの排水がもうゼロになるか、半分かしらんなってくるという、そういう状態の場所なのであこは。いうよりも、どこのところでもそうじゃないかと思えますけどね。昔からある溝でしたら家庭の排水をそこへ抜いておりますので、かさ上げてくると、そこだけはあれですが。まず、かさ上げで解消はちょっと難しいと思えます。

以前、町から許可をもらうたいうた方が個人的に自分のとこだけかさ上げして、こう配つけておりましたけど、結局、ほかの水が流れんなるけんいうことで、自費でまた全部雇うて、かさ上げた分だけはいだいう経過がありますのでね。やけん、やっていただくことは結構なことですけど、かさ上げ方法だけは避けていただかんと、いろんな後でその。一番の問題は、今言われたように、ある所では裏の大溝に向けて排水を全部流しちゃう所は、その町道の方の側溝には1カ所もその生活排水が出てきてませんけど、逆に反対側なってくると、大溝が遠い所は大体側溝の中に穴開けて出しておりますので、そういうところも含まれております。

そういうことを除いて検討していただけるか、改修については、答弁の方、お願い致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、森議員の再質問にお答えを致します。

今までの状況につきましては、森議員より詳しくお聞きしました。

再度、現場の方はですね測量致しまして、先ほど言いましたように、かさ上げが無理でしたら側溝の全面改修になろうかと思えます。

現地の状況を見ますと、普通のタイプの側溝では、まず多分無理だろうと。タイプの自由こう配側溝といひまして、下のインバートの調整をしていく側溝。ただ、大溝への流入、各家庭からの流入の状況も見極めて、検討もしていかないかんと思えます。

先ほども言いましたけど、ここの分につきましては町単独事業やないとちょっと改修ができませんので、その付近もまたご理解のほどをよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

ぜひ、いい方で検討の方をお願い致します。

そしたら、3問目の方に入らせていただきます。

町営住宅の駐車場についてをお伺い致します。写真に載っておりますけど、このもっと奥の方には車が止まってましたけど、利用してましたけど、ちょっとナンバーが写る関係もあって、手前の入り口だけしか写してありませんけど。

これは入野の浜の方にあります町営住宅1号、2号には、昔、大体車をあんまり乗らない時代に造った関係でしょうか、駐車場がない住宅です。で、大体が2号棟の前の方の松原側の町有地を、まあ大体1、2号に入った方が駐車場として利用されておるようでございます。見たら分かりますように、これ雨上がりですけど、雨が降ればここがまあ靴では歩けない、長靴のような状態になると。それで車を止めて降りるにも、なかなか水たまりに足突っ込むようながで利用しづらいということで、まあこれはここの住宅に入居されてる方の親御さんが、あんまりやからいうて二度ほど自分で碎石を取ってきて入れたと。その方は、私は入れましたと。やけど、まあなかなかそれも、碎石買ってきて入れるにしても自分の個人的な負担になりますので、皆さんのため思うてやってたがやけど。

町のあれならば当然。一番いいのは舗装ですけど、まあゆくゆくあこは建て替えの予定が入っちゃ所に大きな投資はできないかもしれません。一番いいのはアスファルトですとか、セメンで打ってもらうと、その間は使えないでしょうけど、後は雨が降っても利用がしよくなると思います。

そういう意味では、当然かさ上げして舗装が必要と思いますが、執行部の考え方をお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の3番の町営住宅の駐車場改修についてのご質問にお答えを致します。

議員ご質問の公営住宅、万行第1団地および第2団地前の土地につきましては公営住宅の敷地でございます。入居者の方が駐車場として利用しており、降雨時には水たまりができていことも承知をしているところでございます。

現在まで対応ができていない理由と致しましては、大方地域で管理しております公営住宅等が256戸ございまして、多くの住宅が老朽化しており修繕箇所も多くなり、年間の修繕料では対応できないのが実情でございます。

近年の修繕内容を確認しましたら、毎日使用します台所、お風呂、トイレ等の修繕が大変多くなっており、日常生活に支障が来さないように優先をさせていただいております。本年度も、ほぼ予算額を消化している状況でございます。

しかしながら、利用者からも再々このことにつきましては要望もございまして、町内の公営住宅駐車場の実態も踏まえまして、来年度は利便性の向上を図るため予算の支出状況を見て、隣接の土地への影響も考慮致しまして、アスファルト舗装ができなくても碎石での敷き馴らし、締め固めを検討してまいりたいと存じます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

予算の少ない範囲での修繕、修理が多々あるということで、なかなかそこまでということやけど。

来年と言わずに、ぜひ、もう最低悪かったらへこんじょうとこの付近とかいうところだけでも入れて、水たまりの解消いうことをしてあげんと、もうすぐ梅雨が来ますので雨の時期になったときにはなかなか。奥の方は高いようですので奥は水がなかっても、手前へ来ると水があると水を渡らないかんってきますし、子どもさん連れた方々がやるにはちょっと。また、あこの道はものすごい狭い道ですので、あこで1台、子どもさんでも何でも荷物を降ろしたりするようなことで車を止めてしまうと、後の車が通れんという状況は課長も分かっておると思いますがね。あの浜向けていく道は割と狭いんで。軽なら何とかすれ違いはできるけど、普通車が1

回止まってしまっていたら、もう軽四も通れんぐらい狭いのでね。そういうことを考えたときと。

それからまあ、今から梅雨が迎えます。来年度予算的なこともあろうかと思いますが、そのへんをやって、最低でもそのへこんだところだけでも砕石入れて、そういう水たまりの解消いうことは検討の課題に入らないでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、森議員の再質問にお答え致します。

今言われましたように、まあ応急処置的なことにつきましては、暫時また対応していくようにしていきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

4 問目、情報センターのことについてお伺い致します。

私、平成 24 年の 12 月議会で質問致しました、A 氏のインターネット休止、再開について、この黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例というものをを見せていただきましたが、その中の条例の第 20 号の方に、加入者はやむを得ない事由によって情報のサービスの利用を休止または再開しようとするときは、町長にその旨を届け出なければならないとありますが。

本人から条例に基づいた届け出が出されているかどうかについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは森議員の一般質問、4 番目の情報センターについて問うについて、通告書に基づいてお答えをしたいと思います。

最初の質問、1 番目でございますけれど、住民からの光ネットワークサービスの休止、再開届の取り扱いにかんするご質問でございます。

平成 24 年 12 月議会で回答致しましたとおり、これは平成 24 年 11 月 5 日でございますけれど、直接ご本人から訪問されてお問い合わせがあったときに、正式な利用休止申込書をお届けいただく前に、担当者が、まあこれ以上ご本人の負担にならないようにとの思いの中で、本人直筆で捺印前の申請書のコピーをお預かりして休止の事務処理をしてしまいました。その後、利用料の引き落としが停止されたものでございます。

この不適切な事務処理につきましては、これまでの議会でもおわびを申し上げてきたところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

まだ正式なものが出てないという解釈でよろしいですね。今の答弁でしたら。

私は今、本人が条例に基づいてものが出ておりますかということをお伺いしたつもりだったんですけど、今、課長の答弁では、平成 24 年の 11 月 5 日、いわゆる捺印のないもので処理をしたということですので、正式なものは出てないということになりますね。

判のついた書類が出てないということによろしいんですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

おわびをしたのですから、正式なもので、ご本人も納得して。

正式なものというのはやはり、うちの様式では捺印をいただいて受付けすることになってますので、そういう意味では文書は整ってなかったと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

今現在も整ってないという解釈でよろしいんですね。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

この件につきまして今までも答弁してきたと思いますけれど、不適切な事務処理があったというふうに認識しております。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

このボタンのかけ違いとかすれ違いかというのは、この件についてはまあ、課長が今答弁した 11 月 5 日に A 氏が来たことは事実です。

で、まあ情報防災課に出向いたときに対応した職員さんに話すと、今日は課長がおらんということで、課長は出張関係で 13 日には対応ができるということで。また再度行って、そのときにご本人は、課長と話をした上で休止するかどうかは決めるというように話して帰ってきた。それを、今課長が言うたように、このままであれば利用料金がずっと要るんだから、職員が整ってないことで処理をしてしまった、事務処理上のミスを犯したということの答弁だったんだけど、そこはまああれですけど。

本人はそういう言うておりますが、まあ要は、13 日の日に担当の人には、課長に会って休止するかどうかを決めるということで帰ったと言っておりますが。

そのことは担当からお聞きになっておったかどうかをお伺い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

13 日にご本人がおいでになるということは聞いておりましたし、実際、ご本人と面会しております。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

まあ、これこれで押し問答になりますでしょうけど。

この 20 でいくとね、休止も再開も。再開するにも正式な書類が要るようになっておるけど、それもな

いということのようですが、どう言うたらええかな。

まあはっきり言って、正式なものはなしでそのままやってるということで、まあとにかく、課長は不適切な事務処理をされたということで。そういうことですので、まあすべてが整ってないのというように受け取っております。私はそれかしらん受け取り方ができないので。課長も新しいものが出たと、正式なものが出ちゃうとは一言も言ってませんので、そのままの状態再開につき、休止も再開も正式な書類なしでやってるといふ解釈をさせていただいてよろしいですか。

私が今求めようのは、課長に求めている答弁は、この件にかんしてきちっとした、第20条に基づいた書類があるかないかということをお伺いしてますんで、その不適切な処理とか何とかじゃなくって。

再開についても再度、ちょっと、休止じゃなくて再開について、やはり本人からそういうような正式な、20条に基づく書類の上での再開だったんでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

不適切な事務処理の中でこのことは進みますので、正式な様式に基づいて捺印された書類というのは、休止申請の段階からそろっておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

もう1つ確認したいんですけど。

この問題について某所から役場の方に問い合わせがあったように、ご本人からは聞いております。そのときに、役場の職員さんが某問い合わせ先に対して、本人が2、3日以内に正式に、11月5日のことですが。正式に後日、2、3日以内に書類に判をつけて持ってくると言ったというように相手方に伝えてるようですが。

そのことについては、課長はお聞きになっておりますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

ちょっとすいません、いつの情報ですかね。今のお話は。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

私は日にちは聞いておりませんが、ごく最近の話ではなかろうかと思っております。

まあ、担当の方が話して、課長の方に、そのことが今、いつのことでしょうかということとは挙がってないと思っておりますので、これ以上の質問をしても無理だと思っております。

1問目はこれで終わらせていただきます。

2問目に入りますけど。

A氏のインターネット利用の金融機関の口座引き落としを止めておりましたことですが、1年が経過して、まあいわゆる1年かしらん休止はできませんので、行政の方が不適切な処理でやった行為の休止を再開しておりますが。

このときに行政側は、本人に通知しなくても口座からの徴収の再開ができるかについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では森議員の、情報センターについて問うという質問の2番目でございます。光ネットワークサービス利用料金の口座から引き落とし再開のご質問でございます。

ご本人が休止を本当に希望されているのか、希望されたのかですね。それからあるいは、黒潮町光ケーブルのインターネットサービスを本当に利用することをご希望されているのかをまずご確認はさせていただくべきところでございますけれど、ご本人からの確認が取れないままに現在に至っております。

それで、休止期間中も実質のサービスを止めることができないままに、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則第10条第4項で定める休止期限の1年が過ぎましたので、当初の契約に基づき、口座からの引き落としが再開されたものでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

条例に基づいて再開したいということで、それは手続き上間違いなかったというように私も受け止めますけど。せめて、再開しますよという通知の1通でもあれば、本人もこんなこと、なせやろうかというような話にもならんと思っております。

条例に基づいてやるが結構ですけど、そのときにひとつ気持ちを余裕を持たれて、口座の主に対して何月何日から再開になりますよという、前もってお知らせするということはすべきではないかと思っております。これはもう、ほんまは言われん。引き落とし関連の所はすべて引っ掛かると思います。

そういうことで、そういうように今から変えていく気持ちがあるかということをお伺い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、休止から再開あって、そして口座から再度引き落としが始まる時はですね、やはりご本人通知するべきだと思います。

ただ、今回の件はどうも最初から本人自身も休止した、あるいは休止を希望するのかわからないのか分からない状況、その確認が取れない状況で事が進んできましたもので、事務処理としても非常にそこは難しかったと思います。

ただ、議員おっしゃるとおりですね、通常休止があった場合は、再開して口座が引き落としが開始される場合はご本人に通知するのが、サービスとして適切ではないか感じております。

それで、事務処理上どういうふうな形でできるのか、少し係の方で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

私は、事務処理上できるかどうかちょっとあれやけど。

私はただ、再開するときに前もってお知らせを、はがきが1枚出せませんかということをお伺いしたがであって、再開するについてそういう手順のどうのこのやなくて、もう分かったことですけど1年経過になりましたので、お宅は何月何日をもって、ひと月手前ならひと月手前に、何月何日をもって休止は再開になりますよということをお知らせすることができませんかと言ったのですが、事務処理の流れもあろうかというような答弁だったと思うんですが。

いま一度お伺い致しますけど、その再開するについてですよ、口座から、まあ休止が終わります、何月何日からもって入ります、とかいうように通知のお知らせが。もしそれをもろうて、また休止がいかん思ったら、休止届けを出すと思うんですよ、前もって。もし、そのまま休止をしていた人でしたら。だから前もって、あと1カ月ぐらいで切れるときにはよ、まあその再開の致しますかということも兼ねるようになりますけど、1年過ぎたら口座からの利用料金が引き落としになりますということでのお知らせがあれば、本人が再開するならするで手続き取ってもらわないかということも含めてお知らせしたら、休止なら休止、どちらでも、再度続きが要りますということをお知らせすることができるがじゃないかと思うんですが。

そのような取り組みを簡単にはできないものなんでしょうか。今後、インターネット、まあ利用料いうたらここが一番のメインになろうと思えますが。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員のご質問にお答えしたいと思います。

この光ネットワークサービスに限らず、サービスを利用する場合にご本人の責任の部分と、行政側の責任の部分とが確かにございます。すべて行政側の責任にすると、より住民サービスは快適だと思えますけれど、その分、事務が煩雑になるという。事務の整理を煩雑になるようなことも招きます。

現在の黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則の中では、休止する場合は基本的に1年です。1年後、ご本人が再度、これ2年間、最長延長できるわけでございますけれど。ご本人の責任で、それ以上伸ばすときは再度申請しなければならないというのが現在の規則のたてりでございます。ただ、森議員がおっしゃるとおり、より住民に対してサービスを向上するには、そのご本人のそういう規則ではあってもですね、ご本人に事前に通知したりする。それは住民にとっては非常にいいサービスだと思いますけれど、そのへんが通常の事務処理上、事務の煩雑さを招くデメリットと、それから住民へのサービスというメリットと、その比較を担当の方でもさせていただきながら、対処、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まだ時間は残ってますけど、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、10時30分まで休憩します。

休 憩 10時 15分

再開 10時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山崎正男君。

8番（山崎正男君）

私は、今回は教育環境について、高台移転について、それから町の将来像についてということ、3点を大目標にして質問させていただきます。

まず、第1点目の教育問題についてお聞き致します。

パキスタンの方で、アイ・アム・マララという本を書いた女性マララさんは、国連で子どもの教育振興を説いています。

一人の子ども、一人の教師、一冊の本、一本のペンがあれば世界が変えられると言われました。私はこの言葉にすごく感動致しましたが、子どもたちをどう育てるか、この命題にわが町の教育委員会はどのように取り組まれるのか、お聞き致します。

子どもを取り巻く問題はいろいろ考えられますが、まず1点目にですね、いじめや自殺という社会で取り上げられる問題に黒潮町はどのように対応していくのか。我々はニュースや新聞で時々、このいじめの問題、自殺の問題、虐待の問題、あってはならないような事件がたびたび起こります。これらは、我々が長い歴史の中で学校教育を受け、子どもを育てる中で、本来ならばその経験の中でなくなっていくはずですが、何らかの条件の中で起こり得ます。

このようなときに、我々黒潮町は子どもたちを今後どうしていくか。肝に銘じて考えていかねばなりませんので、まず第1点目のご質問を致します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、山崎議員の教育環境についてのご質問でございますけれども。

まず1点目の、いじめや自殺問題へ黒潮町はどのように対応していくのかとのご質問にお答えを致します。

今、いじめ問題は大きな社会問題になっております。学校現場のみならず、大人社会においても非常に大きな問題となっており、新聞、テレビなどでもたびたび報道をされております。

学校現場では、平成24年7月の大津市中学生のいじめによる自殺という、痛ましい事件がありました。この事案の報告書では、認知の遅れ、そしてチームワークの欠如が指摘をされております。また、この事件をきっかけとして、昨年にはいじめ防止対策推進法が制定をされました。

黒潮町におきましてもこの法令に従い、これまでのいじめ防止等のための対策が、より総合的かつ効果的なものになるように取り組んでいるところでございます。

まず、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る問題であるということを十分認識をしておくことが必要であるというふうに思っております。日ごろから、児童生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めることが大切です。

早期発見のための具体的な取り組みとしましては、まず、教職員が子どもと深くかかわり、子どもの内面の状況をあらゆる機会をとらえ、感知するように努めております。各学校で児童生徒の悩みや人間関係をきめ細かく把握するために、Q-U調査、アンケート調査を実施をしております。また、いじめアンケート調査につきましては、すべての学校が県の定めた様式の内容で年間複数回実施をしております。常に教職員のアンテナを

高く保つようにしているところでございます。

また、早期発見、早期対応に向けて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用により、学校などにおける相談機能の充実を図っております。

教育委員会では、学校に対しまして定期的にいじめ等の件数の報告を求めています。対応の遅れを生じさせないために、いじめの疑いのある者についてはいじめというふうに認知をしまして、報告を求め、早期対応に取り組んでいるところでございます。

そして最も重要なことは、いじめを許さない学校づくりへの取り組みです。いじめは人間として絶対に許されないという意識を、学校教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底をされることだと思います。相手のことを思いやり、尊重し、命や人権を大切にすることを育成する心の教育、道徳教育も重要でございます。

そういった意味では、これまで黒潮町が取り組んできた人権教育の一層の充実が必要です。さらに、児童生徒一人一人を大切にすることを教職員の意識や、子どもに対しての日ごろの接し方や態度も重要になってまいります。

また、いじめは家庭教育の在り方と大きな関係があり、家庭が極めて大きな役割を担っております。家庭の深い愛情と信頼関係に基づく親子の触れ合いも大切です。いじめ問題への取り組みは、心豊かで安全安心な社会づくりにもつながっていくものであり、学校、家庭、地域、そして行政が一体となって子どもたちを守り、育てていく取り組みが重要であろうというふうに思っているところです。教育委員会としましてはそういった視点に立ち、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

黒潮町の教育委員会の方針は、細やかなとこまで考えられて実行される計画のようでございます。

私は、高知県のそのいじめ防止基本方針にも細かく記載されておりますが、この本町の現状が今ちょっと、今のお話では見えてこないところがありますので、こういう問題が今、教育委員会で抱えている問題があるのかなのか。子どもたちの間で、目に見えないけれど少なからずいじめのような問題があり得るとい認識はされているのかどうか、お聞きしたいと思いますし。いざ、いじめがあったというときにですね、教育委員会の対応がどういう視点で、どれぐらいの人間を費やしてやっておられるのか、お聞きしたいと思います。

これはですね、私の考えるには、いじめ問題は起きたときに当然、先生と保護者、それから家庭というようなことで話し合いをして解決していかねばならないわけですが、長引くような事例が当然起こります。そのときに、私はこの教職員の人事異動が、まあ例年あるわけですけど、担当された先生、こういう方たちが異動によって代わるケースもありますし、また新たに、担当になれる新しい人材が来られる場合もあります。このときに、まあ欠点といいますか、その起きた事象をどう引き継いでいくかというところが問題になるかと思えます。私はこのようなことをですね、教育委員会はまあ仕方ないと。今、人事異動で先生を代えざるを得んとかいうような状況もあるかも分かりませんが、いじめの対応を長期的にどのように引き継いで、その保護者や子どもに対して対応していこうとしているのか。

そこらあたりの気持ちをですねお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

議長 (山本久夫君)

教育長。

教育長 (坂本 勝君)

お答えを致します。

まず、黒潮町の状況をどうとらえているかということでございますけれども、先ほどもお答えを致しましたように、いじめの案件については小さなものも見逃さないという方向で、各学校に取り組んでいただいております。そういったことから県、それから国に報告しておりますいじめの案件については、毎年何件か出ております。これをいじめと認定をして報告をしております。

それから、教育委員会の対応ということでございますけれども、いじめの案件が発生をした場合には、それぞれの学校で各先生方、特に校長、教頭を中心に人権教育主任、そして生徒指導担当、あるいは養護教諭等が校内支援委員会を開いて、そこで検討致します。必要によっては、スクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカー等も一緒になって検討をしております。

教育委員会は、そういったスクールソーシャルワーカー等の支援を行っておりますし、重大な案件という案件が生じた場合には当然教育委員会もその中に入って、解決に向けて協議をしていくということになるかと思っております。

それから、長引くそういった案件等、人事異動がどういうふうに影響するかということでございますけれども、いじめの案件については、先生個人で対応しておるわけではございません。学校全体で対応しておりますので、その中で職員の異動があっても、それをカバーできるような体制を取って対応していただくということを基本にしておりますので、各学校で異動があっても、そのことが問題になるということはないというふうに判断をしております。

以上です。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

まあ、いじめの定義というものがよく私にも分からないときがございますが、まあ学校の先生方なんかは日ごろから一生懸命、そういう問題にも気配りをいただき、子どもの行動一つ一つを見守っていただいております。

この問題は、起こるべくして起こるという状況があるのではないかと思います。それにはその前兆、子どもの行動、子どもの言葉、子どもの態度、それから先生方の教えの仕方、これらも相まって、子どもを取り巻く環境が相まって起こり得る場合が多いのではないかなど、私は感じますが。この子どもの行動の前兆。これを感じ取れるような教師の力量、経験、こういうものが大事ではないかと思います。前兆を酌み取ること。これは今、我々の津波災害にも同じでございますが、前兆を酌み取って対応できる、そういう力量が先生方にもないといかんと思っております。

この若い先生、それから経験を積まれた先生、いろいろございます。で、学校が一丸となってそういう情報をお互いが共有しながらやるべきであると思っております。

この前兆を読み取るような力量のある先生は、教育長から見えておりますかね。どうですか。

議長 (山本久夫君)

教育長。

教育長 (坂本 勝君)

黒潮町の先生方は、そういった力を持っておられる方ばかりであるというふうに思っております。

以上です。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

ぜひですね、そういう先生方ばかりで頑張っていたいただきたいと思います。人事異動にもですね、そういうところも気を遣っていただいて、ぜひ立派な先生方を黒潮町に集めていただきたいと思います。

それでは、次に移りますが。

2 番目ですが、子どもの人格を高め、知識や成績をどのように上げていくのか。こういうことでございますが。

子供の成長することは、親にとってこの上ない喜びであります。知能、学力、人格の向上はどのような方針の下になされていますか。黒潮町の児童生徒の学力向上対策があれば教えていただきたい。

要は、我々黒潮町の子どもが、成績も人格も立派に成長されることを願ってこの質問をしております。黒潮町がどのような力を発揮して子どもを育てているのかをお聞き致します。

議長(山本久夫君)

教育長。

教育長 (坂本 勝君)

それでは2番目の、黒潮町の子ども的人格を高め、知能や成績をどのように上げていくのかというご質問にお答えを致します。

非常に幅広いご質問でございます。ご承知のように教育基本法の第1条には、教育の目的として人格の完成を目指すということが示されております。さらに第5条に、義務教育としての各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われる、ということが示されています。

従いまして、義務教育における教育活動全般が、子ども的人格を形成し、高めるための取り組みとなるわけでございます。学習指導要領に掲げられた取り組みこそが人格の形成につながっていくわけで、その実現に向けて、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

知能や成績をどのように上げていくのかのご質問ですので、学力向上対策ということについてお答えをさせていただきます。

まず、高知県では平成24年3月に高知県教育振興計画重点プランを策定をしまして、知、徳、体のバランスの取れた児童生徒の育成を目指し、それぞれに目標を掲げ、目的達成に向けて取り組んでいるところでございます。

黒潮町におきましても、子どもたちの基礎学力の向上に向け、毎年度、わが町の学力向上対策として計画書を作成し、年間計画の中に次の3点を柱として達成目標を掲げ、取り組み、年度末の総括で成果と課題を検証し、次年度へとつなげているところでございます。

その中の1点目の柱は、先生方の授業の質の向上に向けた取り組みでございます。

各学校で校内研修の充実を図るとともに、西部教育事務所指導主事や外部講師の招聘(しょうへい)、ICT機器の積極的な活用に取り組んでいるところでございます。さらに、黒潮町教育研究所、黒潮町教育研究会が主体となって、各学校での実践交流、小中連携の取り組み、中学校数学学力向上対策会議の実施などの学力の向上に向けた取り組みを行っております。

また、国や県の指定事業も積極的に活用しております。今年度の指定事業の主なものを申し上げますと、大方中学校が学力向上プロジェクト校、ことばの力育成プロジェクト校、そして、町内の複式学級を有する小学校5校が県の中山間小規模複式教育研究校、そして協力校、そして佐賀中学校が人権教育指定校となっているところでございます。

2点目の柱としましては、学習支援員の配置によりまして学力の保障を行っております。

各小学校へ学習支援員を配置をしまして、学習に課題のある児童への学力保障に取り組むとともに、中学校へ放課後学習支援員を配置をし、3年生の学力向上に取り組んでいるところです。さらに、図書館支援員も3名を配置し、学校図書館活動の充実を図っております。

3点目が、基礎学力、学習習慣への取り組みでございます。黒潮町独自で毎年度作成している力だめしテストを実施をしまして、学力の定着状況を把握するとともに、家庭との連携を図りながら家庭学習の定着に向けた取り組みにも力を入れているところでございます。

以上が黒潮町として取り組んでいる主な学力向上対策でございますが、各学校におきましては、こうした施策に基づいて毎年度学校改善プランを作成をしまして、知、徳、体それぞれの分野において学校独自の具体的な取り組みを進めているところでございます。

こうした取り組みの結果、黒潮町の子どもたちの学力は確実に定着をしていると考えております。例としましては、全国学力学習状況調査においても、今年度小学校においては高知県平均を上回っており、中学校においてもほぼ県平均の結果となっているところです。

子どもたちに確かな学力をつけ、生きる力をはぐくんでいくためには、学校、家庭、行政がそれぞれの役割をしっかりと果たしながら連携をして取り組んでいく必要があります、これからも、これまでの取り組みを継続ながら、今年度作成をしました黒潮町教育振興基本計画に基づいた取り組みの推進を図ってまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8番(山崎正男君)

教育長のお話のとおり、町の教育委員会として十二分な取り組みをされているようでございます。私も大変、教育委員会の皆さん、それから学校の先生方、忙しい中、行事の多く中でですね頑張ってもらえることはよく認識しております。

私たちは、子どもの学力やこの人格の向上についてですね、毎年毎年卒業させて、小学校から中学校へ、中学校から高校へと卒業させていくわけですけど、5年か10年のスパンでもよろしいですけど、実際に、黒潮町の生徒たちはすごいと。どんどん伸びていく。それから、社会人になっても、大学へ進んでも、素晴らしい人間が増えた、人格が増えたということになってほしいという希望を持っております。それがなくてですね、毎年毎年義務教育過程で9年間を過ごしたら終わりというような状況で、その期間は学習も良かった、学力もあった、ということだけで済ましてはいけないと思っております。わが町の子どもたちが、10年たったら二十歳過ぎます。そういう状況の中で、わが町をその方たちがまた支えてくれる。こういう仕組みづくりまでいかなければならないと思いますし、県外とか他町村から見て、黒潮町の学校へ行きたいというようなぐらゐの教え方。そういうような学風。こういうものができればありがたいと思っております。

今先ほど、学習の能力でも、国の状況を上回ってる黒潮町の子どもたちの成績のもございましたが、この学校で教える知識。それが社会に出てもうちょっと実践を踏んで、見識というらしいですが、見識を踏まえて立派な社会人を育てる。社会人になっていただく。それから、それが社会の中で生活を営み、経験を踏んで、自分の行動、自分の考えを実践していけるような、胆識(たんしき)というらしいですけど、そういう大人に形成していただきたいという願いがあります。

で、この学力。今言う私は、その将来に向けて、黒潮町の子をこういうふうに頑張ってもらいたいという考えがありましたらですね、そこまで目標を持っているという考えがありましたら、教育長、もう一度ご答弁いた

けますか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

長いスパンでの教育ということは非常に大事なことであろうかと思えます。幼児教育から義務教育、そして高等学校への教育、それから社会教育とつながっていくわけでございますけれども、学校だけでなくでですね、家庭、それから特に地域が子どもたちを育てていくといったところは非常に大事になってこようかと思えます。

学校の中でも、学力だけではなくて、さまざまな取り組みを行っております。学習指導要領の基本になっているのが子どもたちの生きる力ということでございますので、それを基本にですね、さまざまな取り組みを行っております。言語活動、あるいはキャリア教育、あるいは外国語活動、いろんな人権教育、取り組みを行っておりますので。そういった取り組み一つ一つがですね、将来の子どもたちの成長の糧になるというふうに考えております。

黒潮町に誇りを持てる、そういった子どもたちも育てたいというふうに思っているところです。社会科の副読本等も作成をして、取り組みも進めております。今後もですね、学校、家庭、地域、連携をした取り組みを進めていく必要があるかと思えます。ご協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

教育長の心意気を聞きましたので安心致しますが、ぜひですね、このいじめの問題も、学力とか人格の問題もですね、緊張感を持って継続的に事に当たっていただきたいと思えます。

次へいきます。

3 番目ですが、子どもの減少とともに学校教育の将来像は変わると思いますが、今後の課題や方向性をどのように考えているのか問います。

これはですね、わが町も人口が徐々に減っておりますし、それに応じてまた子どもの数も少なくなっておるわけでございますが、これがある定義の数を下回ったとか、そういう状況がもう先に見えておるのではないかと思います。学級編成から学校の在り方、こういうものをですね、今後どのようにとらえて考えていくのか。その教育委員会の考えを聞かせていただきたいわけです。

今までに、馬荷の小学校が閉校してるとか、このたびは伊田が休校するとか、だんだんと縮小というか、子どもが少なくなると寂しい思いのするような状況が出てきておりますが。これらを踏まえて、現実的に、まあ統合とか一貫校とか、こういうことも出てくるのではないかと思います。

この現状をとらえて今後の見通しなんかがあれば、教育長、お答えいただけますか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは3番目の、子どもの減少とともに学校教育の将来像が変わってくると思うが、今後の課題、それから方向性をどのように考えているのかというご質問にお答えを致します。

議員ご質問のとおり、少子高齢化によりまして、児童生徒数は年々減少してきております。この児童数の減

少は全国的な状況でありまして、地方だけでなく大都市でも起こっております。黒潮町におきましては、児童生徒数の減少が続いておりまして、この10年間で280人の児童生徒数が減少しており、ご承知のように、伊田小学校が今年度末をもって休校をするということになっております。

まず、子どもの減少による学校教育の課題ということについてお答えを致します。

黒潮町の状況で考えますと、児童数の減少により当然、小人数の複式校が増えてまいります。児童数の推移から考えますと、5、6年のうちに10人程度にまで減少する学校が出てまいります。それに伴いまして、養護教諭や学校事務員の引き上げも行われることになってまいります。こうしたことを考えてみましても、学校の教育環境の低下という部分は避けらなくなるのではないかというふうに思っております。

もう1点は、児童数、家庭数の減少によりまして、学校行事やPTA活動などにも影響が出てまいります。

中学校におきましては、生徒数の減少による部活動の制限などが挙げられます。連合チームの結成、部の廃止なども検討する時期にきていると思っております。厳しい状況ではありますが、児童生徒一人一人の学力保障のための教育環境の整備ということに取り組んでいく必要があるかと思っております。

ただ、現在黒潮町には9校の小学校のうち3校が完全複式校でございます。複式学級を有する学校が他に2校ございまして、学級全体では9学級が複式学級ということにもなっております。これから、そういった学級が増えてくるというふうには思っているところでございます。

ただ、複式学級が増えること自体はですね、自分には問題というふうにはとらえてはおりません。複式学級には、その複式学級の良さというものもあります。少人数であるからこそできるきめ細かな指導、それから授業の半分は、子どもたちは自学自習をする必要があるわけでございます。自ら主体的に学ぶといったことも当然必要になってまいりますので、そういった力も備わってまいります。それから、自分の意見を述べたり、活動したりする、そういった機会も当然多いわけでございます。そういったことで、複式自体を否定するというものではないかと考えております。

ただ、特に問題なのは先ほども申しました、教職員の引き上げといったことが現実問題となっております。

以上です。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8番(山崎正男君)

まあ、もろもろのところで影響は出てくると思いますが、私は早め早めの対応といえますか、今言う、このままいくと統合問題とか、それから、今言う小中一貫を考えると、高中小の連携とか、いろいろ問題を具体的に考えていかなければならない状況があるのではないかと考えております。

教育長の口からは出てきませんでしたけれど、今言う統合も将来的にはあり得るという考えを持っているのか。まあ何年後になるか分かりませんが、

それからですね、子どもの人数が減っている。この原因がですね、やっぱり黒潮町全体の若者の環境、それから結婚という、こういう問題がございます。結婚して、子どもができるという状況が必要ではないかと思っておりますが、これには子育ての対策とか支援とか環境整備とかいろいろあるわけですが、教育委員会が中心となってこの若者たちの交流の場。今はスポーツ面ではそういう交流も行っているとは思いますが、現実には若者を集めて、交流を深め、生涯教育としても、それから学校のこれからの子どもを増やすということにかんしてもですね、含めてですね、その若者たちを集めて交流の場を行うというような発想は出てこないでしょうか。

どうでしょう。

議長(山本久夫君)

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

まず、統合の件でございますけれども、これまでも議会の中で答弁をさせていただきました。一定人数が減ってきますと、当然、教育活動に支障が出てまいります。まあ10人程度になれば、そういったことになろうかというふうな答弁を以前もさせていただきました。

それと、統合問題についてはまず保護者の気持ちというものを考慮する必要があります。保護者のそういった希望もあればですね、人数にかかわらず当然検討もしていく必要があろうかというふうに思っております。

ただ、全体の学校再編ということはまだ考えておりません。小規模の学校を統合していくという、これまでのやり方ということになろうかと思えます。

それから、教育委員会が若者たちの交流の場を持っていないかということでございますけれども。教育委員会の方も生涯学習活動の面でいろんなスポーツ大会等を開催しております。そういった場ですね、若い人たちも活動をしていただいておりますので、これからもそういった活動を通じて出会いの場というか、そういったことができるといふふうに思っております。特に、新たにそういった新しいものという考えはございません。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

これは町と教育委員会と合致して考えないきませんけれど、この子どもというか、若い方の結婚といいますか、これを積極的に進める方策は、やはり行政として何らかの格好で支援していかないかん、力を入れていかないかんという現状があると思えます。

商工会でしたかね、結婚のプランを立てたりしているようでもございますが、行政がやっぱり前向きにですね、自らが発想を出して町民に呼び掛けていくというようなことはだんだんとしていくべきじゃろうと、私は思っております。

今後ですね、今のところはまあまだないということですが、できたら教育委員会からもそういう意見を出して、執行部とも話し合い、まちづくりの一つとしてですね、そういうプランを出していくという考えを持っていただきたいのですが。

いま一度、答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

まあ、町全体で取り組むべき課題であろうというふうに思っております。当然、そういった場を検討する際には、教育委員会の方もですね入って、共に検討はしていくべきであろうというふうに思っています。教育委員会のできる部分はですね、当然行うべきであろうというふうに思っているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

町の重要な若者を育てる、結婚観を深める、そういうことは重要なことだと考えますので、よろしくお願い致します。

それでは、続きまして高台移転についてお聞き致します。

この高台移転に対してはですね、町民の悩みや意見も多くあります。私のところにも聞こえてきます。それから、住宅の解体や高台移転に対することの心配もございませう。そういうことからですね、町の構想や考え方をお聞きしますが。

まず1番目に、日常生活と避難目的の高台移転後の生活環境のギャップをどのように考えていくのか。法律の規制も含め、規模や期限や期限に対しての移転の考え方をお聞きしたいと思います。

この移転問題はだんだんと、出口とかいろんな地域で新聞ざたにもなって、町も一生懸命考えられておりますが、取りあえずですね、今私の言った内容でお聞き致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは山崎議員の一般質問、高台移転についてお答えを致します。

まず、ご質問の1点目でございますけれど、町の高台移転への構想と考え方についてのご質問にお答えしたいと思ひます。

第2次黒潮町南海地震・津波防災計画の基本的な考え方の中の安全な住宅地の形成についてという項目の中で、レベル2の津波、これは1,000年に一度というふうなレベルの津波でございます。レベル2の津波に対する安全性が困難な住宅については、地元住民の意向を踏まえながら長期計画を定め、段階的に高台や浸水区域外の中山間地域へ新たな住宅地の形成を目指す、としております。

東日本で実施されている高台移転の状況を見ても、議員がご心配しておりますように日常の生活環境と高台移転後の生活のギャップの課題は、多様な価値観が絡む地域社会の実態の中で言い尽くせないほどのことではないかと思ひております。まして、被災前の地域ではなおさらだと感じておりますので、町行政主導で高台移転構想を立てるのはかなり慎重にならざるを得ません。しかしながら、南海トラフ地震は近い将来必ず発生するといわれていますので、法律の規制、移転の規模、期限など、議員が心配される課題も含めて南海トラフ地震が発生した後の復興計画を、被災する前の段階、つまり防災対策の一環として位置付け、住民が主体となって各地域で準備しておくことは大変重要なことではないかと考えております。

ただ、この作業を進めるためには、町行政はもとより地域住民の皆さまにも大変な汗をかいていただかなければならないことだろうと思ひております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

この高台移転問題、まあ津波問題から発展するわけですけど、日常生活と、それからまあ将来、高台へ移転する場合のギャップというか二重構造といいますか、これが心配の種になるわけですけど。

町がですね、早めにその高台移転の場所とかそういうものが設置できて、それから住民が、よっしゃ、それなら行こうかというような気概ができればありがたいわけですが、今心配されるのは、もし高台移転するならばどんなことがあるだろうかと。例えば、自分の家を壊さないかんがじゃおか、自分の家は、土地はどうなるがじゃおか。それから高台へ行ったときに、そこの生活は、地域に店舗ができるがじゃおか。医療機関が入る

がじゃろか。そういう日常生活ができるような状態まで立ち上げていくのじゃろかという心配がございます。そこらがですね、法的な規制というか、今こういうところが難しく進みにくいか、それから、移転には5戸以上団地がないといきませんかという問題があれば、ぜひ町民に対してですね、ここで答えいただきたいと思いますが。

要するに、高台移転のネックになってるような問題点。これをお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員も既にお気付きとは思いますが、高台移転というのは防災上、究極と申しますか、非常に敷居の高い事業になろうかと思っております。従いまして、その課題というのはものすごく大きくて、そしてさまざまな困難があると感じております。

その中でも、高台移転をするときに当然町だけの財政規模ではなかなか困難な状況ですので、国、あるいは県の支援を受けながら組み立てていく必要があろうかと思っております。そうした場合に、国の制度で考えられるのが防災集団移転促進事業。国土交通省の事業でございますけれど、この最も住民にとって現在の資産を保障できると申しますか、住宅と家についての保障ができる制度。そのことを中心に、町内では研究を進めてるところでございますけれど。

その事業を充てるにしてもですね、大きな課題というのは、まずすごく大きい問題が2つあるかと思っております。1つが、住民の合意形成が1点でございます。それから2点目がですね、町の財政的な負担でございます。現在、出口地区で一定の試算も進めておりますけれど、現制度の中では非常に町負担が大きいというふうなレベルのところでありまして。防災事業をすることで町が破たんしてしまうことにもいきませんので、そのような課題をですね一つ一つ調査検討しながら、現実の方法を探っておるのが今の段階でございます。これは全国的にも、ここが素晴らしい事業をやったというのは被災前の事例ではございませんので、事例がない中で、県のご支援をいただきながら、一生懸命考えておるところでございます。

ただ先ほど私が申しましたことは、事業ができるできんを、お金があるから、ないから、できる、できんとかいうことではなくて、まず住民の方が被災したことをイメージして、じゃあどういうふうに町を復興さすかということを考えて、それを一つの計画としてそれぞれの地域でつくり上げることは、これは可能ではないかと思っております。そういう作業をですね、それぞれの地域でやっていくということが、今できる大事なことでないかと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

そしたらまだあれですね、高台移転についてはこれから勝負というところでしょうか。

それから、まあ2番目に移りますけれど。

先ほどもちらっと言いましたけど、その個人住宅の移転希望者に対してですね、町はどのように対応していくのか。町は移転費や建築費等をどこまで考えるのか。こういう端的な住民の心配の1点でございますが。住民が、先ほどもちらっと言いましたけれど家を壊したり、どれぐらいで買ってくれるのか。高台へ行ったらどれだけ余分な金を出さないかのか。こういう心配がございます。

ちょっと先ほど重複したかも分かりませんが、この個人住宅の買い上げというか、そういう問題を示していただきたいのですが。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の2番目の質問でございます。個人住宅の移転補償にかんするご質問についてお答えしたいと思います。

高台移転事業を実施するかどうかの問題は、防災対策事業とはいえ個人の資産に直接関係する事業であることから、あくまでも住民の意向が基本となります。そして町行政にとっては、現制度の中では財政的な課題をはじめ、さまざまな困難を伴うものだと認識しております。

個人住宅の移転希望者に対して町はどのように対応していくのか、町は移転費、建築事業費をどこまで考えるのかというご質問でございますが、現在、出口地区をモデルにしながら、まさしくご質問の内容について高知県と一緒に制度、政策の組み合わせを含めて、あらゆる可能性を探るための調査検討を行っているところでございます。平成26年度中には、出口地区での調査検討を十分に尽くして、町の安全な住宅地の形成という課題解決への現実的なスキームを創造していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

今のお答えを聞いてちょっと分からないのが、まだこれからの問題かも分かりませんが、出口に限らず各海岸地域、それから津波の被災に遭うだろうという地域の方が家も手放すことを考えるときに、現実に、例えば1,000万の家であればどれだけの、町は補助を出してくれるのだろうか。それから、高台移転いったときの建築費用とのギャップをまた町はどれぐらい補償され、どれぐらい個人が持ち出しが要るのだろうかという、端的なそういう悩みがございます。

そういうことにひとつお答えができれば、ここで答えていただきたいのですが。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

じゃあ、山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

山崎議員がイメージされてるのは、出口地区でこの勉強会がされて、そして県が試算を出されたということが新聞に流れ出ましたので、そういうような中で一定、答えが出せるんじゃないだろうかというご質問かもしれませんけれど。

現在の制度、町が組み立てる制度の中で、明確に町がこれまでの補償ができますというのは、現在は申し上げることができる段階にございません。ただ、防災集団移転促進事業というのが、先ほど申しましたように個人の財産ですね、宅地、あるいは住宅を町が買い上げて補償費を出せる制度でございます。それが恐らく、現制度の中では住民にとっては最も有利な制度ではないかと考えておまして、そのことを中心に勉強会を重ねておるわけでございますけれど。

この事業、実は国の方は94パーセント国が出せるという制度で、事業内容とかを資料に書かれておるんですけど、その仕組みというのは、補助限度額があります。特殊土壌地域、高知県はその地域に入るわけですね

れど。そうした場合に、移転世帯1戸について1,735万5,000円という補助限度額がございまして、その補助限度額で事業をやった場合に、いわゆる国の負担が94パーセントとなるというふうなことでございます。

ところが、試算をしてみますと、とても事業枠では事業をすることは不可能でございます。と申しますのは、団地を造ると、そこにやはり上水道の整備が必要と。そして下水道整備とか、生活基盤が必ず必要でございます。従いまして、国が言ってる限度額の範囲では整備するのはまず不可能ではないかと考えておりまして、それでさまざまな試算を進めておるところでございますけれど、その事業の組み合わせによって、何とか現実に町が事業としてできるようなレベルまでいけないものだろうかということを現在、勉強会で詰めておるところでございます。従いまして、現在のところの段階で、1戸の家が動いたので1,000万の家に対してこれまでの補償を町ができるというのはですね、なかなか説明できない段階でございます。

補償する内容については、制度的には新しい家を建てたときの金利の分が補正できるとかいう、さまざまな制度上の範囲はございますけれど、それを作っていくのが町のこれからの制度でございますので、まだまだ現実的にできるかできないかの段階を含めて制度を検討していく必要がある段階でございます。

以上でございます。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8番(山崎正男君)

まだなかなか説明まで難しいケースのところがあられるようですので、こういう高台移転の問題なんかはもうニュースなんか流れますと、住民の方は先走っているような心配をされます。

町としてはですね、いろんな施策を考える中で、住民にこれは知らせておかなければならないというような明快な状況ができましたらですね、早め早めに住民に高台避難に対するもろもろの問題、それからもろもろのサービス、こういうことを知らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから次ですが、この高台移転の問題がありますので、この際、老朽化住宅やですね密集住宅について、併せてこの環境改善計画といいますか都市計画といいますか、そういうものを考えて、今まで長年にわたって袋小路で通れない所とか、密集して火災のときに危険とか、道路事情が悪いとかいう地域が佐賀にもございます。そういうような所をですね、この際この津波計画と併せてですね、環境整備をしていくというようなお考えはないでしょうか。それから老朽住宅も買い上げて、環境の改善には持っていくという考えはないでしょうか、お聞きしたいと思いますが。

いざ住宅移転となると、なかなかいろんな問題が出てくると思いますが、私はまちづくりの一環として、津波対策もこの際取り入れて、現状を良くしていこうということができないか、ご質問致します。

議長(山本久夫君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(森田貞男君)

それでは通告書に基づきまして、山崎議員の2番のマル3、老朽住宅や密集住宅の環境改善計画についてのご質問にお答えを致します。

老朽住宅につきましては、現在、国、県の補助事業であります空き家再生等推進事業を活用し、地域の住環境のため、老朽化した危険な空き家の除去を行っております。対象住宅の要件と致しましては、町内にあります木造の個人住宅で、空き家であることが条件です。また、賃借権がなく、住宅の老朽度が一定の条件を満たし、倒壊や火災により周囲の住宅や通路に被害を及ぼす恐れのある住宅となっております。補助金につきましては除去工事費の10分の8で、100万円を上限としております。

実績としましては、平成24年度が2件、平成25年度が6件となっております、平成26年度も引き続き事業を実施してまいります。なお、事業につきましては町広報を通じて住民の皆さま方にお知らせしております。

また、密集住宅の環境改善につきましては、先ほどもご答弁ありました防災集団移転促進事業のほか、土地区画整理事業や、現在、佐賀で行っております漁業集落環境整備事業等が考えられますが、いずれも道路の整備や土地の区画整理に伴う住家の移転等が必要となります。また、ふるさとから離れるということもありますので、住民との合意形成に相当な時間を要すると考えております。

このため、第2次黒潮町南海地震・津波防災計画の基本的な考え方としてお示ししましたように、密集住宅の環境改善につきましても高台移転を含めた長期計画にて、今後、十分検討してまいりたいと存じます。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8番(山崎正男君)

この住宅環境の整備いうものはぜひですね、その長期の計画の中で取り上げていてもらいたい。何十年たっても変わらない町並みとか住宅街、そういうものはいかんと考えますので、ぜひ都市計画上も環境の改善に努めていただきたいと、切にお願い致します。

それから、次へ移りますが。

公的財産や支所機能ならびに町の機能をどこまで高台移転するのか、考えをお聞きします。

最初の、第1番目のとこでちょっと言葉が、私も出しましたけれど、総合的な町の在り方をどう考えていくかということが一番大事なことかと思えますが。佐賀の場合は、その支所という機能を中心にしてですね、今までずっと形成されてきたわけです。今度、保育所の高台移転で今だんだんと進行中ですが、この古びていくような町並みをどうしていくか。各飲食店、それから医療機関、もろもろの住民の生きる環境、こういうものを高台にどのように持っていくつもりなのか。高台はあくまで、この津波の避難だけの構想で終わるのか。新しい町並みを既に今から整える計画でやっていくのか。

それからですね、津波が起きますと、東北のようにがれきの問題がございます。がれきもああいう大きな災害になりますと、その取り除くのに10年も20年もかかるという予定のようでございます。我々はまだ幸いなことに被災前でございますので、早めにがれきの処理をできるところからやっていく。こういうことも計画の中に、頭に入れてやらないといけないと私は考えますが。

このがれきの問題、それからまちづくりの問題。これをどのようにお考えか、お聞きします。

議長(山本久夫君)

副町長。

副町長(植田 壯君)

山崎議員の高台移転の4番目につきまして、お答えをさせていただきます。

住宅の高台移転、それからまたまちづくり等々につきましては、これまでもだんだんご答弁させていただきまして、なかなか難しい問題でございますけれども。またですね、先ほど情報防災課長から第2次黒潮町南海地震・津波防災計画の基本的な考え方に基づいた説明がありましたが、その拠点公共施設の役場本庁舎、それから黒潮消防署、黒潮町保健センター、および保育所、学校施設についてもですね、可能な限りレベル2の津波浸水区域への施設整備を目指すというふうにしております。

これに基づきまして、現在、拠点公共施設の整備につきましてはこの方針に沿ってですね、役場本庁舎、また黒潮消防署は、具体的にレベル2の浸水区域への整備が進んでいるところでございます。また、保健センターへのデータバック機能整備も進んでおりまして、だんだんに整備が整っているところでございますけ

れども、議員ご承知のとおり、佐賀保育所や佐賀小中学校の厚生文化施設は、レベル2の津波浸水区域外への移転、いわゆる安全確保についてですね、現在検討をしているところでございます。特に保育所はですね、26年度予算に調査費を計上しており、具現化が図られようとしているところでございます。

そういった中で、がれきの問題も出てまいりましたけれども、佐賀支所の機能や町の機能につきましては、先般、町長が答弁したとおり、避難空間の整備に全力で取り組んでおるといった状況でございまして、がれきの問題を含めてですね、具体的に示すまでには至っていないというのが現状でございます。従いまして、今後の大きな課題というふうにとらえておりまして、今後、時系列的にですね、検討が必要というふうに考えております。

以上でございます。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8番(山崎正男君)

今のところはまだ細かい考えまで至っていないようでございますが。

この町の形成の在り方についてはですね、早めに町民に示してもらいたいし、それから支所なんかはですね、今重要なデータ、資料、いっぱいためております。この問題も、津波に倒れるのか倒れないのか分かりませんが、支所もどこかへ移す。この考えも大事であります。今言う東公園とかの方へ、公営住宅とか避難場所とかいうものが計画されておりますけれど、やっぱり町、そこにどの程度の機能を持たすか。支所もそこへ移して、大々的に町民が利活用できるように考えるのか。ヘリポートも構えて、いつでも心配ないようにするのか。そういうところの長い、大きな構想が必要だと思えます。

今は、その避難対策、避難道、避難路で目いっぱいでございますが、早めにこれも執行部の頭の中で計画に取り入れて町民に示さないとはですね、不安ばかりが町民の中で交錯するということになりますので、ぜひそういう考え方を早めに出していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

それからですね、まあちょっと付け加えますと、今、佐賀地域では、会所、大和田、それから町分というふうに、だんだんと避難道路ができております。これらについては誠にありがたいことでございますが、せっかく造ったあの避難広場。こういうところがもう少し手を加えればいいのになという観点が、住民の間で声を聞かされるときがあります。例えば、その雑木。広場ができて、高台ができて視界もいいのに、もう少しこの雑木が取り除けたらいいのになあ、何とかならんか、というような意見を聞きます。現場に行ってみますと確かにですね、これぐらいの所はまあこの工事、この事業費の中では無理かも分かりませんが、今、その大型の機械が入ったりコンクリの工事ができたりしている中で、ちょっと追加予算を計上してやればできるのではないかと考えますが。

ここの町ですね、小さな配慮。これができないかどうかをお聞き致します。よろしく申し上げます。

議長(山本久夫君)

副町長。

副町長(植田 壯君)

山崎議員の再質問にお答えします。

この防災のまちづくりにつきましては、非常に大事だというふうに当然考えておりまして、この点についてはですねいろいろと町長を含めて考えておりますけれども、現在のところ、そういった避難空間の整備を最優先ということでございますので、当然これからですね、先ほど言いましたように土地利用計画につきましては検討する必要があるというふうに考えておりますので、鋭意そういう方向で取り組んでいきたいというふうに

考えております。

また、町の整備しております避難広場につきましてはですね、当然そういった細かい配慮というのが必要かというふうに思っていますので、まあ担当もそれぞれ気を遣っていただいでですね進めておりますけれども、またそういうことがあればですね、また担当の方にご相談していただければ、対応できるところを精いっぱい対応させていただくというふうに考えておりますので、そういうことでよろしく申し上げます。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

工事を進めるに当たって、町の姿勢がですね、今、避難道、避難場所、広場とかいうようなことでやっているこの工事のやり方が、今後これから大々的にやっていこうとするその高台移転とか大きな工事にまた掛かったときにですね、やっぱり配慮のないようなことじゃいけませんので。そこに5万、10万の金、予算を立てればですね、再度新たに機材を構えて、重複したような工事をやる必要はないわけで。会所の土佐神社の辺りでも、部落の倉庫がございまして。避難用の倉庫がございまして。そこらも緑が、草が生えております。倉庫の周りに。たった2坪かそこらのもんじゃろうと思っておりますけれども、そこらの配慮もですね、今の事業ではできないけれど、6月になって本格予算組んだらやりますというような発展性のある話をですね、各地区のその区長さんじゃ住民の方にですね、ぜひ持って行ってあげていただきたいと思っております。

やっぱり町民は、ちょっとしたことですぐ欲が出ます。それはいい方面に考えての欲でございますので、町が良くなる、町民が喜ぶという施策はですねぜひ配慮いただきたいと思っておりますので、副町長、よろしく申し上げます。どうですか。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長 (植田 壯君)

再質問にお答えします。

その整備につきましては、当然そういった細かいところまで配慮ということはですね当然考えておりますけれども、事業によってはですね、それぞれまあほんとにそこにそういったものが必要なかどうかといったことも検討が必要でございますので、そういったところがあればですね、また十分検討させていただきたいというふうに思います。

いずれにしても町民が利用するわけでございますので、町民の皆さんがですね利用勝手の良いような方向でですね、検討はしてまいりたいと思っております。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

よろしく申し上げます。

15分前ですがここで、区切りのええところで議長、よろしく。休憩申し上げます。

議長 (山本久夫君)

山崎正男君の一般質問の途中ですが、この際13時30分まで休憩します。

休 憩 11 時 45 分

再 開 13 時 30 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

山崎正男君の一般質問を続けます。

山崎正男君。

8 番 (山崎正男君)

そしたら午前中に続きまして、3 問目、町の将来像についてということでお聞きします。

私たちは毎日毎日、生活を営んでおるわけです。で、町は町で、毎年 90 億、100 億というような財源を組んでですね、我々の町を良くしようと、明るくしようということで継続的な事業、将来を見込んだ事業、それぞれ考えてやっているわけですが。

10 年後のわが町はどうなっているのか、我々の町の将来構想をお聞きしたいと思います。

将来の構想を町民に示すことはなかなか難しいと思いますが、3 年後や 5 年後は、ある程度計画の中で見えてきますが、10 年後以降の町の将来図をどう見ていくか。これを示すことは、町民が希望を抱く町にするためにも大事なことではないかと考えます。黒潮町は将来はこんな町にしたい、町民はこんな明るい生活をしているという夢や目標をお聞きしたいと思います。

これはですね、まあ最初に私の考えを言いますと、我々の予算、90 億じゃ 100 億というような予算を組んで消化しているわけですが、やはり 5 年、10 年先、それから以上先には、必ず町の新しい世界が見えてくる。そういうものが残っていくような、町民が、ああ、やってよかったねえ。町の執行部が頑張った。議会も意見も言った。町民にはこういうものが残ってきたなという構想というか、夢が欲しいわけですので。

そこらも踏まえてですね、執行部のお考えをお聞きします。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、山崎議員の質問にお答えさせていただきます。

まず大前提と致しまして、町は行政だけが構成しているものでもございませんし、またさまざま抱えている課題、これらの個々の課題について、しっかりとした解決の手だてを講じていくといった結果がまちづくりあると考えてございます。

例えば、現在、地元で生活することを望まれながらも、その意図に反して、就業機会がないために町外に転出せざるを得ない。こういった環境を考えましたときには、産業を守り、新たな産業を興すことで雇用の場の確保を図る。つまり、地元でしっかりと就業できる環境。ならびに、各世代の中でも労力的かつ家計的負担の大きい現役世代の負担軽減。および、将来のために教育ならびに環境、子育て環境を整理する。あるいは、現役を引退された後もできるだけ健康でお暮らしいただく。このような各種施策をしっかりと進め、最大限の効果発現を求めながら、重要なのは、多くの皆さまにまちづくりに参画していただくことだと考えてございます。それによって、地域の支え合いの仕組みづくりをつくり上げていく。これが大変重要だと考えてございます。

幾つか理由がございます。

先日の一般質問でも答弁させていただきましたが、行政のサービス提供能力が低下すると、比例して住民の皆さまが不幸になることは絶対にあってはならない。そのためには、多様なサービス提供の主体者を確保することが大切でございます。

それからもう 1 つは、行政の組織の特性がございます。この行政組織の特性として、それぞれの住民の皆さまの生活部面において、悉皆 (しっかい) 性は非常に高いわけですが、その対応には行政組織だけで

はボリューム的にも限界がございます。よって、多様な主体者にまちづくりに参画していただくこと。これによって、皆さまで支え合うまちづくり。これが目指さなければならない方向であり、そのためには理想論を述べるだけでなく、全体との整合性を図りながら個々に政策誘導をしていくことが大変重要だと考えてございます。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

町長のご意見を伺いましたけれど、私はもうちょっと具体的な、夢のあることを言っていただけかなと思ったのですが。

例えばですね、わが町は例えば10年後、それから先にはどの家屋にもソーラーパネルが付いて、皆さんが電力需要には事欠かない。ひとつのそういうまちづくりをしたい。それから、港、港のですね漁港は、製温度を保つために各港には扉を付けて、台風時やしけのときには心配がないようになるとか。それから、人口がますます減少していきます。年に大体平均したら250人程度が減少しているというふうに思っておりますが、10年先になると2,500人も減る。そうした場合に、町の全体的な産業構造、そういうものは変わってくるであろう。それから、もろもろの公共施設も整い、町民はそれぞれの生活をそこで癒やしながらかんてきていくというような構想。今、現実には町が抱えてやっている事業とか計画がですね、10年後にも生かされて、だんだんと住民が活気を持ってくると。そういうような構想があればと思ってお聞きしたわけですけど、町長はなかなか言いづらいかも分かりません。そういう無鉄砲な話をここで出すことはできないかも分かりませんが、ひとつです、これだけは町はこうなってるであろうと。こういう目的でやっているんだということがあれば、もう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

それからですね、まあ例えば、黒潮町には温泉がかなりあちこちからありますので、これらも利用したサービス。各戸へこの温泉を配布する。そういうシステムを構築するというようなことらも夢ではないかと私は思ひますが。

その夢半分でも結構ですので、何かあればそういう話をしていただきたいと思ひかですが、いかがでしょうか。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

再質問にお答えさせていただきます。

個々の分野でのアウトプットにつきましては、それぞれ、さまざまな予算審議であったりとか、あるいは一般質問の答弁でこれまでご説明させていただいたところでございます。

これも繰り返しになりますが、この一般質問ならびに審議に当たりまして常々申し上げている、この行政組織の目的ですね。まちづくりと若干齟齬(そご)があるかも分かりませんが、それは住民福祉の向上以外にはないわけでごさひまして、ここが最終的なアウトカムに、僕たちは設定をしなければならぬと考えてございます。つまり、お暮らしいただひる皆さんにどうやって幸せを感じていただくかと。こういうことが最も行政にとっては大事なことでありまして。道路を造ったり箱物を造ったり、あるいは教育環境の整備をしたり、あるいは子育て支援、あるいは就業機会の増。こういったものはあくまでも手法でごさひまして、そこから得られる効果というのはアウトプットに過ぎないということでごさひます。つまり、お暮らしいただく住民の皆さんにどうやって幸せを感じていただくかということ常々政策に反映していくと。それが全体との整

合性を図っていくという趣旨での答弁でございます。

また、個々の施策につきましては、先日の矢野議員のご質問にもお答えさせていただきましたけれども、大変微妙な立場にございまして。公職選挙法の規定による選挙運動活動に該当する恐れもあるという弁護士の判断もございまして、できれば控えさせていただければと思います。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8番(山崎正男君)

分かりました。まあ、なかなか言いづらいところもあると思いますが。

ひとつ私たちが気掛けておかないかんとこは、その予算の執行を行うときにですね、必ず、その先に見えてくるものは、町長も同じ考えのようですけど、町民が結果として喜ぶ、そういう予算の配分。それから、まあ事業の実施。こういうものでないといけないと思います。

毎年、私、常に思うときに、何十億も掛けた予算がおんなじ継続事業だけで消化されていく。もちろん、行政ですので継続的な社会福祉事業、そういうものは絶対に避けては通れません。

もう1つは、国の社会構成といいますか補助事業といいますか、そういうものが環境として周辺にないと予算もつけられないわけですけど、結果的に町民に何か残っていく。こういうことが大事だと思います。

で、今、なかなか町長、答弁できないということでございまして。ぜひですね、我々議会も執行部も一丸となって考えていかないかんとこ、それから執行部の各課長さんにも考えていただかないかんとこは、最終的に町民に喜ぶような。小さな事業でもあれ、大きい事業でもあれ、そういうものでないかんとこだと思います。

このことをもう一度、気持ちの上で、町長、お願いします。

議長(山本久夫君)

町長。

町長(大西勝也君)

質問にお答えさせていただきます。大変大卒の答弁になりまして恐縮でございます。

山崎議員がおっしゃられるとおりだと思います。すべての政策、施策は住民福祉の向上に。つまり、住民の皆さんがどう幸せを感じていただけるか。これにつながるべきだと思います。

そういった中で、公的施設の性格を踏まえた予算編成ならびに執行もしていかなければならないわけですが、大きく分けて2つあるかと思いますが。

自分たちが執行する予算、これの原資は言うまでもなく税でございまして、この税の公平性をしっかりと担保していかなければならない。

この公平性の担保にも2つございまして、1つは税の負担の公平性。それからもう1つは、税の配分の公平性。こういったことの全体的なバランスを取らなければならないということがまず第一でございます。

そういった資質を考えますと、まずは現役世代から、現在世代から税の負担をいただいているわけですから、しっかりとした現在世代への負担軽減、ならびに、しっかりとした公平配分。こういったことがなされるべきであろうかと思いますが。

それからもう1つは、将来像を考えたときに、今余力のあるうちに、町の将来を建設できる予算を計上し続けていかなければならないということでございます。

こういったことを考え、さまざま議会でもご議論いただきながら、予算の提案をさせていただいているところでございますが、おっしゃられるとおりこの手法が自己目的化をしないように。その手法の先で得られる効

果というのは、必ず住民の皆さまの幸せであると。そういった考えを持って、しっかりと業務の執行に努めてまいりたいと思います。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

はい、よく分かりました。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長 (山本久夫君)

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

次の質問者、宮川徳光君。

12 番 (宮川徳光君)

まず冒頭ですね、引き続き重責を担いたいとの意思を表明されました町長に敬意を表します。

この4年間を振り返ってみますと、特に就任当時、毎晩のように夜遅くまで町長室の明かりががついていたことを思い出します。

行政面で言いますと、通常あるであろう業務に加えまして、東日本大震災が発生したことによりまして地震津波対策関連事業が加わり、その作業量の多さは、多くの地震津波対策関連工事が年度を繰り越して行われていることでも推し量れます。それらの先頭に町長が立ってこられたことに対しましても、重ねて敬意を表します。

では、通告書に基づきまして、2件について質問を致します。

まず、先ほど申しましたように、現状、地震津波対策工事の多さが物語っておりますように、津波対策につきましては整備計画が立てられ、順調に進んでいると感じているところでございます。

こういった状況の中での質問でございますが、まず防災対策について。

中山間地域の地震対策について、現状の課題と対策を問いたいと思います。

ご答弁をお願いします。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、宮川議員の防災対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず第1番目の、中山間地域の地震対策について、現状の課題と対策を問うというご質問でございます。

昨年5月に高知県が公表致しました南海トラフ巨大地震の被害想定によると、黒潮町の農村集落、いわゆる中山間地域でございますけれど、その孤立が予測されている地域は18集落とされております。また、急傾斜による犠牲者は10人とされており、中山間地域では震度6強の揺れによる家屋倒壊やがけ崩れ等が多く発生することが予測され、1707年の宝永の大地震の記録を見ますと、宮地直知氏の記録によりますと、地震大潮記(じしんおしおのき)の中で、山で仕事をしていて、崩れる岩石に圧せられて死んだ者は数を数えずというふうな記録がされております。

これらの対策と致しましては、まず、衛星携帯電話を中山間地域10カ所に配置をしております。そのようにして、孤立対策にまず備えております。

また、住宅の耐震化につきましては、平成26年度から木造住宅耐震診断を無料化する制度改革を行い、住宅耐震事業の加速化を図ります。

急傾斜対策につきましては、高知県の協力をいただく中で、これまで以上に急傾斜対策の充実を図るとともに、平成26年度見直しを計画しております地域防災計画では、昨年6月に改正されました災害対策基本法の内容に沿って、がけ崩れ、土石流、地滑りからの安全な避難所の指定を見直ししていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

ちょっと余談になるかもしれませんが、東日本大震災が起きた年ですね秋ごろでしたか、とある中山間地域の地区長さんにお会いしたときにですね、津波は人命に直いますかかかわっておりますので、津波の心配のない私たちの所は後回しにしてかまんので津波対策を優先してやるように、とのお言葉がありました。まあ、何ともありがたいといえますか、気配りをいただいたと、温かい気持ちになったことを覚えております。

今の課長のご答弁でいろいろ現状と、対策も考えられているようですが、中山間の地区長さんなんか話を伺いましたら、孤立化ということについてかなり心配をされておるようでもございました。まあ、津波対策の人命にかかわるといふところと比べて若干の時間的な余裕はあろうかとは思いますが、孤立化ということを心配されておりましたので、再度ですね、その孤立化にちょっと重点的にもう一度、その対策につきましてですね、もう少し詳しく教えていただければと思います。

よろしく願います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

中山間地域の孤立化対策についてのご質問でございますけれど、先ほど答弁の中で申しましたように、今やってる対策としては、10地区に対して衛星携帯電話で連絡体制を既に整備しております。

これは、すべての地域に衛星携帯電話を置いてはどうかと思うんですけど、またこれも経費の問題でございますけれど、衛星携帯電話の場合は物を構えることはできますけれど、構えた後に、使わなくても月に5,000円程度の使用料が発生します。その関係で、どんどん増やすというのは実はなかなか困難な問題がそこに発生しております。従いまして、優先度の高い所に現在配置してるといふふうな状況でございます。

それから、いざ災害が起こったときの孤立化対策でございますけれど、まず、町道の啓開（けいかい）。啓開（けいかい）というのは、道が通れるように開いていく作業でございますけれど、そういうふうなことがまず現実的な対策になろうかと思っております。現在、町の方では国交省の四国地方整備局なんかとも、高知県なんかとも協議しながら、道の啓開（けいかい）の順位を検討しております。町道につきましてもそういう孤立化が早く解消できるような、町道、道の啓開（けいかい）順位についても今後、計画で詰めていっていきたく思っております。

その場合、特にお力になっていただくのがですね、やはり町内の建設業者の方だと思いますので、そういう町内の建設業者の方ともですね、今後さまざまな対策について一緒に考えていただくような話し合いもしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

どうも。

先のご質問のときに、もう少し詳しい質問をしとけば良かったかなと思っておりますが。

孤立の予想している地区ですよね、孤立の予想されてるところが 10 地区ではなくって、衛星携帯電話を 10 カ所に装備予定ということでしたか。

道路の形状なんかによりまして、孤立を予想される地区が今のところ分かっておれば。

それと、衛星の配備予定の場所ですね。

それから、孤立を予想される地区につきましてのその対策について、再度お伺いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

孤立集落がですね、県のデータで 18 集落、中山間であると申しましたけれど、ちょっとその地名をですね、幾つかは覚えているんですけど 18 全部、名簿として今手元へ持ってきてないですので、後でまたお知らせさせていただきます。

それから、同じく携帯についてもですね、実は 12 集落、携帯電話は地区に配置しております。すべてで 16 あるんですけど、4 つについては町の機関で保有して、12 を地区内に配布しておりますけれど。そのうちの 2 つについては海岸の方、鈴と熊野浦だと思うんですけど、そちらの方に置いてますので。合わせて 10 個を中山間の方に配置してるというふうな状況でございます。これも、名簿につきましても詳細ございますけれど今手元にございませんで、後ほど携帯の配置状況、それから孤立が予想される集落の情報については、後日また資料でお示しさせていただきます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

その孤立を予想されてる地区のですね、その対策の面をお聞きしたと思ったんですが、ちょっと私の言葉が足りなかったかもしれませんが。

その対策について、今現状どのように動かれているかお聞きします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

失礼しました。答弁漏れがあったようでございまして。

各中山間における孤立集落の具体的な対策でございますけれど。これは、現在の町が持っております地域防災計画の中でも、十分な計画ができてないんじゃないかと認識しております。

今後ですね、昨年 6 月に改正された災害対策基本法の中でも、町全体の計画とは別個にですね、それぞれの集落、いわゆるコミュニティー単位での地区防災計画というのを作ることができるような法に変わってきております。今、宮川議員がご質問されてる件につきましてはですね、これからまさしく、それぞれの集落で計画を作っていく必要があるんじゃないかと思っております。

ちなみに津波につきましては、津波浸水区域 40 地区につきましては、津波に対する地区津波避難計画というのは既に作成しておりますけれど、いわゆるその中山間版。そういうものが現在のところ整備まだされておられませんし、法律上もですね、昨年やっとなんかというふうな国の考え方が示してきた段階でございますので、まさしくこれからの作業になろうかと思えます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

分かりました。

先ほど、某地区長さんの話がありましたように、私どももその言葉を受けてですね、自分たちの津波予想、浸水が予想される所をまず重点的にやってですね、まあ中山間の方はちょっと、言葉が悪いかもしれませんが後回しにさせてもらっているような状況ではないかという意識がありましたんで質問させてもらったのですが。

地区地区で道路事情も違いますし、それぞれ、例えば道路がループ化しておれば、どこかが切れてもという安心感もありますし、川向こうの、例えば農道、一本道の所ですね。川向こうの農道の整備をすれば、2 ルート化が図れて住民も安心する。かつ、農道の整備も整うといったような個所も見受けられると思えますので、そういう所もこの機会をとらえてですね、整備していってもらいたいと思っております。

その点、確認させてください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、中山間の孤立対策でございますけれども、幾つかやらなければならないことがございまして。理想を言えば孤立しないのが理想でございますけれども、もしも孤立した場合に、その孤立した状況でその孤立した地域が耐えられる。こういった施策を進めていかなければなりません。

これは大きく申し上げまして、例えば備蓄の計画であるとか、こういったもので対応しなければならないと考えてございます。

それからもう1つは、孤立解消をいかに早期に行うかということでございます。現在、孤立をしないための要望としまして、例えばあの県道路線につきましても、要望箇所はすべて孤立解消の路線が最も優先順位を高く県に要望させていただいているところでございます。例えば、佐賀地区でございましたら川奥、荷稻を対象とした路線、あるいは市野々川の路線、こういった所でございます。あるいは町道整備で申し上げますと、成又熊野浦線であったり拳ノ川若山であったり。これは大方地域も同様でございまして、大用大方線ならびに岡本大方線につきましても、趣旨としては孤立解消ということで、町道ならびに県道への要望も同様に進めているところでございます。

それからもう1つ、孤立解消につきまして大変重要な問題になってくる所でございますけれども、誰が孤立解消するのかという、プレーヤーの問題が発生してまいります。よって、県も実はここ大変危機感持っております。一昨年度進めてまいりました高知県の地域防災力維持確保検討委員会という委員会の中で、その解消をしていただける建設業者、これをいかに確保していくのか。つまり、事業経営体としてですねいかに生き残っていただくような環境整備を、公の機関としてどのような施策が講じることができるのかといったような検討もずっとしてまいりました。

そういった中でさまざま指針が出てございまして、それに基づいて町としても発注のですね、例えば通年の

平準化であったりとか、さまざまな雇用環境の整備について、公の資金が投じることができる分野も大変多うございますので、そういったことでも対応していくということで、何か1つをもって中山間の孤立対策ということではありませんけれども、いろんなネットをかけてですね、総合的に孤立に向けて対応していくということになります。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

地震が来て、それから、まあ例えば津波が来てからでは、業者がうんぬんというてもなかなか、中山間の所まで手が回らん可能性も多いわけでございますので、極力孤立しないような方策も事前にとっていただいてもらいたいと重ねてお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

次は、2番としまして、より良き住民サービスを目指してと題しまして、冒頭、何が原因なのかとしまして問うておりますが。

現在、地震津波対策としての避難タワーや避難道の整備工事をはじめ、部落要望等に基づく種々の工事が多く行われております。

この状況下、住民感情として納得がいきにくい事例が発生したので、これらを繰り返さないことを目的として、下記事例について町の考え方を問うとしております。

事例として今回3点ほど挙げさせてもらいましたが、進行上いいますか、それぞれ別々に質問をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

まず1点目としまして、避難タワーの建設工事におきまして、資材の運搬路として使用予定の土地の地権者に工事についての事前説明がなかったために、これは、地権者の方の受け取り方も入っております。そのために、例年どおりに作物を栽培し、結果、種代や作業が無駄になったという事例がありまして、冒頭の、何が原因なのかという質問です。

答弁を願います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは、宮川議員の2番目のご質問、より良き住民サービスを目指してのご質問にお答えしたいと思います。

町の実施する工事で、住民感情として納得がいきにくい事例が生じているということで、通告書では具体的に3つの事例をお示しいただいてございますけれど。

まず、1点目についてお答えしたいと思います。

1つ目は、情報防災課が担当しております、早咲の避難タワー建設にかんする事例でございます。何があったかというご質問でございますけれど、当初、早咲避難タワーの資機材搬入経路は、国道56号より町道ヒジリ線を経由して、町道東早咲線を通して建設予定地に至る計画でした。搬入経路は狭小な幅員であり、その上に鋭角な交差点状況のために、資材の細分化や、それから小型運搬機の使用の必要性があり、設計業者にはその旨の指示をしてきたところでございます。

また、建設予定地の残地につきましては、資材置き場および作業ヤードとして使用することが考えられたために、土地所有者と耕作者に対しては工事での借地および今年の耕作中止の交渉を行って、了承を得ていまし

た。その後、工事契約を行い、施工業者で搬入および作業方法等の精査、資材の調達を行ったところ、資機材搬入が現計画では困難と。資材不足や調達の遅れによる工事遅延が明らかになりました。本避難タワーの建設工事は平成24年度繰越予算で工面していたために工期延期ができないことから、遅れた工期を取り戻すために、平成25年12月上旬に施工業者より大型車による資材搬入等のために、町道西ヒジリ線は狭小幅員のため国道56号大方改良工事現場を通行すること。

2番目として、大方改良工事現場から建設予定地までは民地を借地すること。

3番目として、民地の借地のために借地料および養生鉄板敷設をすることなどの協議があり、そのように指示を行いました。

ところが、平成25年1月中旬に区長さんより、地域での集会時に借地している地権者から不満の話が出ていたとの情報を得ました。そこで、区長さんにご足労をお願いして地権者宅に伺い、内容の確認および経緯の説明とおわびを行いました。

地権者の不満の主な内容は、1つは、一方の地権者に、一方の地権者と申しますのは、当初タワー建設の土地の地権者のことでございます。一方の地権者には事前に連絡があったが、自分にはなかったこと。これは、自分というのは後で設計変更によって民地を借りるようになった土地の方のことでございます。

2点目としては、施工業者より借地の依頼があったときに、役場から借地の話が事前にあったはずだと言われたこと。

そして3つ目としては、ラッキョウの耕作を既に開始していたことの、この3点が大きな内容ではなかったかと思っております。

本件にかんする主な私どもの反省点としては、施工業者より協議があった時点で、業者の方で地権者との交渉が終わっていたので、役場からの連絡を怠ってしまったこと。いわゆる後で発生した通路の地権者に対して、町の連絡が怠っておったという点でございます。

それから、施工業者と役場の打ち合わせ、あるいは状況説明が不足していたことなどでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。分かりました。

じゃあ、同じような内容の件ですので、2番目の方にいきたいと思います。

2番目としまして、これも防災関連ですが、避難道整備工事におきまして、道路の拡幅のための建物の一部立ち退き作業の際、これからちょっと私の思い違いも入っていたかもしれませんが、通告書を出す時点での私の認識としまして、想定の違いからなのか、町よりの補償金より実費が大きいかさみ、その差額を住民が負担をしたということがありました。

同じように、何が原因であったのかお伺いします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、2つ目の事例についてお答えを致します。

この件につきましては、まちづくり課が担当しております避難道の整備工事に伴います、ビニールハウスの一部移転対象がありまして、その際の補償契約のことだと思っております。

この物件の補償金額の算定につきましては、四国地区用地対策連絡協議会の物件移転等標準書により算定を行ないました。

また、補償契約内容につきましては、平成25年9月の24日、所有者に説明をしまして上、契約を締結しまして、平成25年10月31日には移転完了を確認を致しました。

従いまして、本件の補償金額等は、正規の手続きに基づき実施されたものと認識をしております。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうもありがとうございます。

私の質問は、住民感情として納得がいきにくいことが起きた。それについての原因を町に、まあ今回、問うてるわけです。

さっきの1番の件では、説明不足があったというふうに答弁をさせていただいたと思っておりますが、今の答弁は、かくかくしかじかに基づいて正規の手続きをしたと。

なら、何でこういうことになったがかいうふうに、自分らは思うわけですが。

そのへんを再質問致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、宮川議員の再質問にお答えを致します。

ビニールハウスの移転補償金額の算定につきましては、先ほどお答え致しましたように、四国地区の用地対策連絡協議会の物件移転等標準書により算定を行いましたが、今、議員おっしゃいますように実際の移転費用と相違があるとのことですので、再度、要因等につきまして精査を行ない、四国地区用地対策連絡協議会に対しても、今後のですね補償物件移転等に係ります算定方法の見直しについても、強く要望もしていきたいということで、再度、要因について調査等もしたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

まあ、ある程度いいですか、前向きな答弁をいただいて、ありがとうございます。

何いいますかですね、1問目に戻るわけではないんですけども、1問目の事例も2問目も、地権者いいですか該当者の方は、1問目が70歳半ば、2問目は80歳くらいの年齢の、ともに女性で。まあいうたら、町の職員が来て話をしてくれることは、普段から町の職員には期待をしますし、うのみいいですか、言われたら、ああ、そうながか、ぐらいの話で聞いてしまうわけです。

それで、例えばですね、ちょっと大きな工事になれば見積もりとかいろんな作業も出てきますけども、何かこう、そういった住民に負担が出ないような何か手順がないのかなあというふうに思うわけです。私もこれに少し、両件ともちょっと絡んでますんで。特に2番目の件については、まあ町はこうこう言いようで、ぐらいの話をさせてもらいましたけども。本人は、もう自分が決めてもうたことやけんしようないね、みたいな話もしてくれましたけども。自分といいですか、いろいろ話を持ちかけて進めていく立場の者としてしましては納得が、まあ本人も納得がいかなかもしれんけども、私も納得がいかがです。

そういう、手順ですね。何か、その住民というか地権者の意向に沿うかどうかどうかを確かめていくとか、そ

ういった手順は、現在ないがでしょうか。

お尋ねします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

まちづくり課の方にご質問が行っておりますけれど、当初、答弁をまとめてしようと考えた関係がありまして。今の件につきましては私の方からですね、ご答弁をさせていただきたいと思います。

今回、住民が納得がいかないような事態を繰り返さないためには、どのようなことに留意をしなければいけないかのご指摘を受けたわけでございますが。関係した課、および契約を担当する総務課で調査検討を行い、既に整備している用地取得に関する手順および工事実施手順、これがルールとしてできております。これを再確認するとともに、特に留意すべき点として、施工業者と役場の打ち合わせをより慎重に行って、関係者の調整に留意するとともに、工事を着手する際には必ず町から地元へお伝えすることなどを重ねて確認したとでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうもありがとうございます。

先ほども少し触れましたけども、住民は町の職員にすごい期待をしちようわけです。で、今回も、何いいますか印象として、町の職員は何にも言うてくれらった、みたいな言葉になって出てくるがやと思うがですよ。そのあたり。

また、ちょっと話がそれるかもしれませんが、両方の女性の方には、まあそれぞれ息子さんがおられてですね、それぞれの息子さんから、公共のための工事だから文句は言うたらいかん、というふうな趣旨の言葉ももらっているようです。

まあ何言いますか、繰り返しになりますけども、先ほど町長もすぐ直前の一般質問に、住民の皆さまにどうやって幸せを感じていただくか、といったようなことが基本いいますか、住民福祉のという基本に立ってという話もございましたんで、ぜひこういう立場をですね再確認して、今回の原因究明にも当たってもらいたいと思います。

ちょっと、小さなことかどうか分かりませんが、1問目も2問目も住民サイドに実害が出てるわけですが、これらについてはどのように考えますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の宮川議員のご質問にお答えしたいと思います。

実害というのは、例えば避難タワーであったら、耕作物を作っておったと。それから、もう1つ目のハウスの件については、いわゆる補償費よりも実際、修理に高くついたと。そういう実害だと思うんですけど。

まず1点目の、耕作物の補償の件でございますけれど。新たに発生した進入路の用地の借用についてはですね、設計変更で対応する予定でございますけれど、その補償についてはですね、現在のところその基準単価の資料がもうなくて、なかなか現在のところ設計書の変更上はですね、そこまで設計を変えることは考えてい

ない状況でございます。

それから、もう1つのハウスの方につきましては、先ほどまちづくり課長が申しましたとおり、今後、その基準の見直しについて検討していきたいということでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

では、共に被ったであろう損害については補償をしないということで。そういう意味の言葉だと思いますが、ちょっと、再確認だけさせていただきます。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

お答え致します。

補償の基準となる資料が今のところ明確になってない関係で、現段階ではですね、その分の設計が組めないという状況に、まあタワーの方はございます。

それから、ハウスの補償については、まず補償の基準の見直しから実施していく作業が必要ですので、現時点ではその基準が未整備でありますので、今の状況以上の補償はできないということでございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

では、3番目にいきます。

これは部落要望に基づく工事ですが、側溝の土砂ざらえ工事において、土曜日の夕方、工事の元請け業者が該当地区の区長宅を訪れ、あさっての月曜日の朝より工事に入るが、工事個所にある支障木、これは河川敷といますか堤防に生えている木ですので、県管理の堤防のおのれ生えと思われる雑木の伐採が必要なため、切らせてほしいとのことで、区長が月曜日の朝一番で対応することとした。こういうことになったわけですが。

この原因を教えてください。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

宮川議員のご質問にお答えをします。

3つ目の事例につきましては、住民課が担当する排水路の掘削工事についてでございます。

この件は、工事を実施する際に、町より工事に着手したことを区長さんに報告が抜かっていたことによるものです。

工事が始まったことを知らない状況の中で、請負業者の方より区長さんに工事を始める話があり、さらに、工事の支障となる排水路のり面の木を切ってもよいかとの相談をしたということでございます。

その時点で、区長さんから担当者の方に問い合わせがありまして、担当者の方は、工事に着手したことの報告をしなかったことのおわびを致しまして、その後、木の伐採について地区の許可が要るのではないかというふうなご相談をしたところです。

区長さんから、堤防は幡多土木事務所の管理するもので、県の許可が要るものではないかとのご意見をいただいております。その後、担当の方で幡多土木事務所の方に許可を得て、区長さんに報告をしたところです。

工事の実施に当たっては、工事実施手順において幾つかの担当者の不手際が見られて、区長さんに大変ご迷惑をお掛けしたところです。

今後、特に留意すべき点としまして、施工業者、そして役場の打ち合わせにより慎重に行い、関係者の調整などに留意するとともに、工事の着手する際には必ず町から地元へお伝えすることなどを重ねて確認をしてきたところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

今、課長に答えていただいたようなことをですね、私たちは望むわけです。ぜひ、それが実行されることを期待いたしますか、お願い致します。

というのはですね、この3件に共通することといいますか、私の勘違いかもしれませんが、住民は町の職員に、こういう工事が行われた際でも、丁寧ないうて言うたらちょっとあれですけども、そこまで求めるかどうかは別としましていろいろ説明なりをもらいたいというふうに、住民は思うでしょうわけです。にもかかわらず、実際工事が動いていく中では、町の職員の姿があまり見えずにですね、業者の方へ、工事のことは業者任せになっているように感じるのです。それで、今の課長の答弁にもありましたように、業者に町が任すまでと同時に、手順として町から地権者なり関係者にですね一声掛けていただいたら、もうこういうことは。まあ、2 番目はちょっと違うかもしれませんが、大概のことはスムーズに動いていくのではないかなと思うがです。

小さなことととらえるかもしれませんが、これがたまたまこの地区でこういうことが重なったとは思にくいところもありましたし、今の答弁を聞かせていただいた中でもですね、もう意識の問題といいますか、考え方の問題としてもう全町的に同じことがやられていると私は感じましたので、そのあたりはやっぱりそうやったのかなあというふうに印象を持っております。

以後、そういうこと、手順もしっかりとしてやってくれるとのことでございますので、ありがたいお言葉もいただきましたので、私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、2 時 50 分まで休憩します。

休 憩 14 時 33 分

再 開 14 時 50 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、小松孝年君。

1 番（小松孝年君）

それでは、私の質問をさせていただきます。

最近いつも順番がですね、この終わりの時間になって、皆さんお疲れのことと存じますけれども、もうしばらくの間ですのでご辛抱ください。

今日の私の質問は、信頼される行政運営、それから職員の意識改革と人材育成、それから、たびたび出ていますが高台移転についてという3点について質問させていただきます。

まず1点目ですが、質問の要旨に書いてあります、町長の任期満了が目の前に迫っていますが、就任当初の1回目の私の一般質問で、信用と信頼について質問したことを覚えてるでしょうか。このことについて町長の答弁は、対話を持って信用を築き、その上、住民の意見を反映させた実効性の高い施策を打ち出すことによって信頼関係を構築していきたいという答弁でした。

これについて町長は、町内全地区にですわ何百回と出向いて、住民との対話を持って、この短い1期の間に、想像していた以上に町民全体が評価してるのではないかと思います。

それに加えて、東日本大震災を目の当たりにして、震災対策の問題もいきなり浮上してきて、その対応にも奔走し、他の見本となるような施策も打ち出してきたことについては、その行動力と発想力については頭が下がる思いです、というふうな要旨になっております。ちょっと町長を褒め過ぎましたけれども。

そういった意味で、町長に寄せられる信頼は高くなってると思いますけれども、行政の信頼というのはどうでしょうかというふうな要旨を書いております。まあ、職員の皆さんも一生懸命頑張っているのは私には分かるのですけれども、ちょっとしたことでですわ誤解されることがあるのではないかとということで、こういった質問を1問目にしております。

はい、1回目。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

小松議員の、行政の信頼とはどういうことかというご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただきましたように、就任当初に、信用と信頼についてのご質問を賜りました。その答弁の趣旨に従い、通告書でもご指摘いただいておりますように、対話を持って信用を築き、住民の皆さまの意見をできるだけ反映させた、実効性の高い施策を打ち出すことによって信頼関係を築いてまいりたいと、そのように考え行政運営を進めてきたところでございます。

喫緊の課題となっております防災対策を進めていく上で、京都大学の藤井先生から参考になるご意見を賜りましたので、紹介させていただきながら答弁させていただければと思います。

行政の一般的な信頼というのは、おおむね2点で構成されているところでございます。これは土砂災害危険情報を行政が発令しても、なかなか住民の皆さまの避難行動に結びつかないことから、その住民の皆さまの心理プロセスを検証すると。こういったモデルが判断の基礎となっておりますので、全般を網羅しているかどうかは別にして、お伺いしたご意見はおおむねそういうことであろうと、自分では納得認識をしているところでございます。

この行政の一般的な信頼の構成要素の一つは、行政の意図への信頼であり、もう一つは能力への信頼だそうでございます。

この前者の意図への信頼というのは、例えば、ある課題が存在したときに、それを解決しようとする絶対的な意志が行政にあるという認識を行政の皆さまに持っていただけるかどうか。これにかんする信頼でございます。この場合は当然のことながら、意志を持つことは大前提でございます。それも必須でございますけれども。同様に、その意志を持っていることをしっかりと住民の皆さまへ発信することが重要であり、かつ、それは一方的な行政情報の伝達ではなくて、対話の中で積み上げ、共有していくことが重要だと考えてございます。

次に、能力への信頼とは、その課題を解決する能力が行政にあるかということに関係してまいります。よっ

て時間はかかりますが、実効性の高い施策を一つ一つ積み重ねていくことで信頼関係を構築していくしかないと考えてございます。

就任当初に答弁させていただいた際には、このように理論的に整理ができていたわけではありませんが、先生にご指摘いただいたことも踏まえ、おおむね方向性は間違っていないかと考える次第でございます。

これまでこういった趣旨に基づき、組織を挙げまして住民対話と、可能な限り実効性の高いと思われる施策の実施に努めてまいりましたが、現段階での信頼関係につきましては住民の皆さまに判断を委ねなければなりません。現段階では胸を張って及第点が頂けているといった、そこまでは到達していないと考えてございます。まだまだ努力が必要だと考えてございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

一番最初に質問したときから言うと、かなり具体的な答弁がされたがやないかと思えますけど。

最初の質問で、最初というのは就任当初ですよ。町長が答弁していただいたことは、今の大学の先生が言ったことの内容は踏まえたというか、その内容については知らなかったと思えますけれども、やはり心はそういう心でやられていたんじゃないかと、そういうふうに使われます。まだまだできてないということで、そういう今からのそういう向上心、それはすごい大事なことでないかと思えます。

大体、1 問目と 2 問目はそういう感じで関連してくるわけですけども、まあそうですね。

その就任当初にですね、3 点、ちょっと自分からもお願いしたわけですけども。あくまで行政的でなくて、町民の声に聞く耳を持つことということと、それから 2 点目に、身近に感じる親しみの持てる町長であってほしいということ。それから 3 点目に、大変なときこそ笑顔を忘れないというふうな、3 点のお願いしました。大体、そのへんも充分やってきていただいていると思えます。

3 点目ですね、笑顔というところではちょっと変な質問にもなりましたがけれども、へらへら笑いよったら、ばかみたいに思われるかもしれんけんいかんとか。そういうふうな変な質問にもなったところでありました。町長の答弁も、真に笑顔にはなれないというふうな、訳分からん答弁もありましたがけれども。まあ、冗談はそのぐらいにして。

そういうところで、2 問目に入りたいと思えます。

職員の意識改革と人材育成ということで。いくら町長がそういう思いでいてもですね、一部の職員の対応で疑いを持たれてしまうこともあります。今まで、今回もですけども、いろんな議員から質問が出ます。そういう内容もですね、行政の対応による誤解や不手際、それから説明不足なんか招くことが多くあるからです。

2 問目ですけども、質問の要旨にはですね、1 問目の信頼される行政に引き続き、信頼される行政運営で一番ネックになっているのが職員の意識の問題ということで、行政の、今度は実働部隊についての質問に入りたいと思えます。こういった議員の発言の場ですね、ちょっと、あまり変なことを言うとはですね、住民の方々から逆に不審に持たれるようなことがあってはいけませんので、気をつけて発言したいと思いますけども。ここで勘違いされては困ることはですね、決して職員が駄目だどういふふうに言っているわけではありません。とか、まあ仕事をしてないとか、そういう意味ではありませんので。

私たちのように、身近で職員の仕事が見える者にはですね、逆に本当に、よくまじめに一生懸命頑張っていると思えます。しかしですね、そのまじめさが逆に裏目に出たりしているということもあるわけです。

そこで、質問の要旨の1番目ですね、指示、通達待ちの人材から問題解決型人材をどう育てるか、ということについて質問致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

小松議員の2番目、職員の意識改革と人材育成につきましてお答えさせていただきます。

先ほど、行政に対する信頼ということがありました。若干、この部分でつながりがあるかと思えます。

最近ですね自治体を取り巻く環境というのは、社会の変化に伴いまして大きく変化をしております。また、長引く経済的低迷で税収が落ち込む中、各自治体はですね、これまで以上に住民ニーズに沿った効率的な施策の展開が求められているというふうに考えております。

また、地方分権力、主権の時代では、これまで国や県の委任で行っていた業務を地方自治体が引き受け、自治体自ら考えることが要求されるようになってまいりました。このことは、職員一人一人の自己決定、自己責任が求められることであり、これまで以上に地方自治体の力量が問われることでもあります。

この課題解決に立ち向かうには、行政運営の複雑化、高度化に応え、直面するさまざまな課題に即応できる高度な知識、能力を備えた人材が必要になってまいります。また、行財政運営を進めるに当たっては、人的資源、すなわち人材に依存するところが極めて大きくなってまいります。しかし、厳しい財政状況を考えれば、安易に人的資源を投入していくことは極めて難しい状況となっております。このため、限られた人員で、まちづくりなど質の高い住民サービスを提供していくためには、職員一人一人の能力開発、意欲の向上を図り、その能力を引き出し、組織としての総合力を高めることが大事になってまいります。

そのためには、議員ご指摘のように、指示待ち型ではなく問題解決型。いわゆる自ら考え、前向きに、積極的に仕事に取り組んでいける人材育成、人材づくりが肝要であるというふうに考えております。

その人材育成、人づくりは大変難しい問題でございまして、一朝一夕にはなかなかいきませんが、日ごろの上司の指導はもちろん、さまざまな研修を積み重ねていくことが最も重要であると考えています。そういうような、現在考え方に持って、それぞれ研修も進めておるところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

このマル1の所はですね、こんなことをわざわざ質問されんでも分かっちゃう内容やとは思いますが、これ、行政から見た目と、我々民間から見た目というのは、やっぱり違うんじゃないかと思えます。

ちょっと今、答弁の中にもありましたけれども、いろんな研修を行うということも大事だと思います。その研修もですね、どうしても学問的な研修というか、そういうのが主になってきてるんじゃないかと思えますが。

例えばですね、私はちょっと技術者ではあります。いろんな仕事の中で技術を売ってるような仕事ですけれども。技術者という者はですね、いかに仕事を早く済ませて、いかにこなすかじゃないですね。いかに早く済まして、いかに楽に仕事をするか。そういうことを考えて、いつも仕事をしています。別に、怠けるという意味じゃなくてですね、そういうことが仕事の能率化、効率アップというふうにつながってきます。

例えば、何かを修理せないかんときに大体いろんな道具を使いますが、その道具はですね、まあいつも売ってるものとか決まっているものの道具を使ってやるだけでは直らない、というか直しにくい修理なんかもあります。そういうときはですね、いろんな道具を応用して、まあ例えばがちょっと浮かんで、今、ずっと来んが

ですけれども、何かを取り外さないかんときにですね、普通だったらペンチで外せる。ペンチではなかなか、それでも外れない。そういうときに別の、言うたら用途の別の道具を取り出してきてですね、それが割と簡単にできたとか。それとか、自分たちなんかパイプを使ってますけど、昔、そのパイプの上をあぶってですね、こう広げるような作業がありました。それも、道具がそのころはありません、広げる。まあ言うたら、技術力に頼っていて手でやってました。それがきれいに広げるにはですね、やっぱり30分ぐらいかかるものが、ちょっと身の周りにある道具じゃないですけれども物を使ってですね。例えばソフトボール使ったり、それからヘルメットを使ったりしてこうピュッとやれば、ほんの1分、2分で済むような仕事があります。

まあ変な例えにはなっていると思いますけれども、行政もそういった形ですね、立場は違いますけれども仕事をする上でですね、やはり職員もいろんな観点から仕事を見て、いかに仕事が早くいくか、いかにその仕事がかまくいくかということを考えていくような指導をしていただきたいと思って、こういう質問をしております。やってるかもしれませんがね、ちょっと自分らにはそういうところが見えてこないの。そうすればもっと、今、人材不足といわれてますけども。さっき、副町長の答弁にもありました。少ない人的資源をどうやってうまく使っていくか。まあなかなか、何人も雇えばいいというものでもありませんのでね。

そういうことがありましたので、そういった形でまた職員の人材の育て方ということも考えていただけないでしょうかね。ちょっとそのへん。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

人材育成につきましては、先ほど申し上げましたように大変難しい問題でございます。そのため、さまざまな研修を積んでおります。実際に直接事務に携わる者、また、普段、住民の皆さんと接するための接遇の研修。そういったものまで、細かい点までですね研修はやっております。

そういった中で、当然ですね、今、小松議員が言われましたように、いろんな住民サービスを進めていく上にはですね、いろんな観点。さまざまなそういった観点からですね、対応していくということは非常に大事だというふうに考えますので、執行部と致しましてもそういう趣旨、思いを持ってですね、まあ職員の方も指導していったつもりでございますけれども、まだまだ十分でないというふうに感じておりますので、これからもそういったものを参考にさせていただきながらですね、今後もまたより良い研修を進めながら、人づくり、人材育成をですね、進めていきたいと考えております。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

ぜひそういった形で、またいろいろな観点を変えてやっていただきたいと思います。

次のマル2の方に移ります。

マル2はですね、住民目線、相手の気持ちになった対応ができてるかというふうな感じの質問です。

これも、今回の一般質問の中にもちらっと出てきておりますけれども、ほんとに行政の方々はですね、いろいろその内容的には分かっています。まあいろんな条例とか、そういうふうなことに従ってやっているわけですが、住民はなかなかそういうがは分かりません。そういったことが分かりやすく説明するというのも、まあ一つの住民目線になっているんじゃないかと思っておりますので。

そういった点で、このマル2をまず質問。答弁よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

それでは続きまして、2番のマル2の方の答弁をさせていただきます。

まあ役場はですね、最大のサービス機関といわれておりまして、住民の皆さんの要望等に的確、かつ迅速にですね、丁寧に対応することが大事であるというふうに考えています。このような対応をするにはですね、当然、今議員からありましたように、住民目線で常に相手の気持ちを思い対応することは当然であるというふうに思っていて、職員には常日ごろからそういった住民目線で、相手の気持ちを思いですね、仕事に当たっていただきますように指導もしているところでございます。

まあまだまだ、議員ご指摘のようにですね十分ではないかもしれませんが、相当その部分では職員の皆さんもですね頑張っていたらというふうに評価もしておりますが、今後もなおそういった面に気を付けながら、また研修等も重ねてまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

まあ、いろんな例を挙げたらですね、果てはないわけですけども。

まあ例えば、住民から電話でいろんな相談があったり、それから問い合わせがあったりすると思います。そのときの対応ですね。やっぱり、今言ったような形でですね、行政側からは分かっているんで、そういった対応の中で間違っただけとは言っていないと思いますけれども、なかなか住民がそれを理解しにくいというのがありまして。その理解されないことが、逆に誤解されるということがしばしばあります。しばしば言うたらちょっと悪いかもしれん。時々というか、たまにあります。だんだん低くなってきてますけど。まあ、たまにそういうことが、やっぱり話を聞きますので。そういったとこなんかも十分注意してですね、もっと分かりやすく。まあ自分の頭の中で分かっているんじゃないかって、ほんとに相手の気持ちを考えて、電話の対応、それからまあ窓口での対応、それから、さっきの質問でも出ましたけども現場での対応。ほんと、直接住民との対話をするときに。まあ町長なんかは民間出ですので、そういう対応ができてるんじゃないかと思いたくはありますが、どうしてもやっぱり行政の方々なんかはですね、ずっとこの行政職の生活で長いわけですからなかなかそういったところが難しいかもしれませんが、ちょっとかみ砕いて、もうちょっと住民目線に立ってやっていただきたいと思いたくはあります。

この話も、もっといっぱいいっぱいやりたかったわけですけども、いろんな質問も出ていますので、まあこの2番目についてはこのへんで終わりにしてですね。

次の3番、公募制人事についてどう考えるかということの質問にしております。

公募制人事について、行政側の考え方をお願い致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

それでは、小松議員の2番目のマル3、公募制人事についてお答えさせていただきます。

まあ人材育成を効果的に推進するためにはですね、自分に必要な知識や能力について学習するだけでなく、昇給や昇格、また人事異動を誘発的に結び付け、職員の意欲を育てて、職員が持つ能力を最大限引き出すための総合的な人事管理が必要というふうに考えております。また、行財政運営が大変厳しい中、限られた人員で

町民の満足度の高い行政サービスを提供していくためには、職員の能力や適性、意欲などを生かした人事配置を実施し、職員の能力開発や能力活用に努めることが大事ではないかと思っております。

その一つの方法として、職員からですね希望を取る形の公募制人事があろうかというふうに考えております。

この公募制人事はですね、デメリットもありまして。メリットとしては、今、小松議員が言われましたように、職員の意欲を育てることにつながってくることも考えられ、有効なですね手段であるというふうにも思いますけれども、本庁のようにですね、職員数が多くない自治体におきましては、このやり方ですと一つの係に多くの希望者があった場合等にですね、なかなか希望がかなわないといったことも起こりまして、逆に職員のモチベーションが下がることなどのデメリットも考えておく必要があるのではないかというふうに考えております。

従いましてというか、本庁のように職員数が少ない所はですね、特別職等がほぼ職員一人一人の能力や適性などの把握ができておるといふふうに考えております。まあ100パーセントとは考えておりませんが、そういうことからですね、適材適所での配置ができていけるものというふうに考えておりまして、現段階ではですね、公募制人事の導入は考えてないというところでございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

公募制人事につきましてはですね、まあ導入してくれという内容で質問しているわけではないわけですが、まあこういったものもありましてどういった、その公募制人事についてどういってお考えを持ってるかということでも質問致しました。

まあ内容についてはですね、やはり自分が思ってることと一緒にありますけれども、特別な事業が出たときですよね。今回も缶詰の事業なんかありますけれども。そういったときなんか、今までですねそういった特殊な、まあ公募制みたいな形を取ったことがありますか。それについてお伺いします。

まあ、ずっと昔にあって忘れたいうがやったら構いませんけど、最近そういうのがあれば教えてください。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

私が副町長になってからはありませんし、これまでの中でもですね、記憶はないといったところでございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

これについてはさっき副町長からも説明ありましたように、まあメリットもあるけれどもデメリットも大きいということで。まあ、それは当然あると思います。

で、すべて取り入れるわけにはいきませんが、今後ですね、ひょっとそういった特殊な事業が入った場合、そういったことを取り入れることは可能かどうかということはどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

小松議員が言われるようにですね、そのポストをまあ作る場合にですね、まあ有効な手段というふうには考えておりますけれども、それを今直ちに導入するということは、今のところは考えておりません。まあ先ほども言いましたけれども、数少ない職員の中ではですね、まあほぼ職員は把握できておるといふふうに踏んでおりますので、そういった中でですね、職員等の人事配置については考えていきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

今のところ、まあ小さい町ですし、しっかりその上の方々が職員の資質というかそういった内容を分かっていたら、必要ないことかもしれません。

この2問目の意識改革と人材育成についてはですね、恐らく、他の執行部の課長さんも皆さん同じような考えだとは思いますが、ほんと頭で分かっているんですけど、やはりそれが実際できなかつたら、やっていないというふうにとられても仕方ありません。知らないというふうにとられても仕方ありませんので、ぜひですね、これからそういうところにちょっと気を付けてですね、ほんと住民目線で立った、そういった行政運営をしていただきたいというお願いをして、次に移りたいと思います。

次の3点目、高台移転についてということで。

もう再々出ようけん、やるなというふうな声も出てますけれども、ちょっとこれは違った目線でいきますので。違った目線でというか、以前、まあ私の質問で1回出したこともありますけれども、質問の要旨について、ここで読み上げます。

高台移転について検討されているが、次のことについて問うということで。

マル1のことについて、ちらちらとは答弁もありましたけれども、今、高台移転についてですね、一番の問題点となるのは何かということをも1問目に問うてます。

ちょっと、さっきの答弁と重なるともありませんけれども、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは小松議員の一般質問、3番目の高台移転についてお答えを致します。

まずは高台移転において、一番の問題点は何かというご質問でございますけれども。高台移転はさまざまな困難な課題を伴う事業であります、その中でも特に難しいのが、まず手法の選択、そして住民合意の形成と町の財政負担の問題ではないかと感じております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

1回答弁ありますので、超簡単な答弁になってしまったように感じますけれども。

まあ今、財政負担というのがありました。ほんと、住民が高台に移転するに当たってですね、その住民の方々のその移転費、そういったところが一番ネックになるんじゃないかと思えます。そういったための合意ですよ。まあ、その2点がすごい大事なことは分かります。

それですね、まあ1問目はそれでいいですけども、まあ、以前の私の一般質問で出ました。2番に入

ります。

全戸移転を考えるのではなく、避難困難者を対象とした移転計画はできないかということです。

そのため、以前にも一般質問で提案しましたが、長家方式の町営住宅を建設し、そこに高齢者、独居老人、その他希望者の方々が一緒に暮らしてもらえば、いろんな面が解決できる。

現行の制度では不可能かもしれませんが、新しい発想として新制度を提案してみてもどうかということで、またここで提案しているわけですが。

長家方式というのは、以前、私がそういった避難できない人なんかをですね、高台に集合住宅みたいに造ってという質問をしたときにですね、前のまちづくり課長、今総務課長の武政課長からいろいろ調べていただきまして、こういう長屋方式があるというのを答弁の中で皆さんに知らせてくれました。

ここではですね、一つの提案みたいな形ですので、まず1点目、この質問の要旨どおりに質問致します。

答弁よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、小松議員の高台移転についての2番目の質問でございますけど、まずは通告書に基づいてお答えしたいと思います。

全戸移転を考えるのではなくて、避難困難者を対象とした移転計画はできないかというご質問でございますが、仮に、防災集団移転促進事業による高台移転事業を実施するにしても、全戸移転を直ちに実施することは現実的ではないと考えております。全体計画を策定する中で、移転促進区域を適切に指定しながら実施することになると考えております。

また、避難困難者を対象にした移転計画ということでございますけれど、公営住宅建設等の事業を絡ませて、そのような趣旨の移転計画を構想することは可能と思いますが、現制度の中で事業を実施する場合は、町の財政的負担の課題はより深刻になることも考えられます。なお、高台移転事業は、個人的にも町行政的にも財政的負担を伴うものではありませんけれど、津波から命も財産も守り、被災後にも安定した生活を維持することで震災関連死の危機からも逃れ、かつ、支援される立場から支援する立場に変わることができる事業ではないかと考えております。

長屋方式の町営住宅の建設のご提案でございますけれど、こういうふうな今の制度にないような事業の要望につきましては、これからも黒潮町としては町長を中心に県と力を合わせて、要望は続けていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

ぜひですね、今の答弁聞きまして、すごいうれしく思ったわけです。ほんとに今までの、まあ言うたら行政のやり方と違ってですね、形を破っていくような形の提案していくというふうにご答弁していただいたとも思います。

ほんと、自分はこういう提案しているのはですね、今から将来ですね、まあこういった。今、高台移転というのは防災関係ではありますけれども、そういった住宅を造ることによってですね、まあ避難困難者、なかなか走って逃げるのが困難な方々、また高齢者、それからまた、一人暮らし対策ということにもなってくるん

じゃないかと思えます。そういった福祉の面から見てもですね、同時にそういうことが行えるんじゃないかと。まあ一石二鳥と言ったらちょっと話が、うまいような話かもしれませんが。ほんとにそういった、いろんな防災、福祉。そういうことをですね重ね合わせて、今からの行政はやっていかないかなるんじゃないかというふうに思っておりますので、こういった提案をですねどんどん、私たちの町、黒潮町はやっぱり防災の町ということで、津波高も日本一というふうにいわれています。そういったことで、すごいこうそういう提案するには有利な町ではないかと思えますので、そういったことをどんどん提案していただきたいと思えます。

ほんと、今言っていることは理想的なことばかり言っているとありますが、まあ理想と現実の違いはありますが、まあ理想の中からですね、やっぱり現実が生まれてくるものだと思いますので、まずそういった形を打ち破ることから始めてですね、ぜひとも町長はじめとする課長さん。そういった国とか県にそういう発想、新しい発想をどんどん持ち掛けてですね、駄目もともでもいいです。ほんま、駄目でもともとでいいですから。お前、ばかみたいなこと言うなというふうに言われても構いません。それを何回も繰り返してですね、ぜひとも将来、そういった行政がですね方向転換していくように、ぜひとも提案していただきたいと思えます。

というふうに言ったら、もうほとんど答弁も要らなくなってしまったけれども。何かあれば、ひとつよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁させていただきます。

政策提言については、特にこの2年間は積極的に行ってまいりました。町独自のものもございまして、また、その効力発揮のために県と事前にすり合わせをさせていただいて、提言させていただいた内容等々もございまして。それらはすべて、いったんはご協議はいただけるんですけども、まあなかなかハードルの高い政策提言等々もございまして、また引き続きやっていかなければならないと考えてございまして。

それから、途中の質問とも関連するかと思えますが、これから地方分権ならびに主権がですね、改革が進んでまいりますと、これまでの市町村、地方自治体よりもはるかに高度な政策立案能力等々が求められることとなります。よって、今の執行機関にはですね、黒潮町の現状をとらえて、その課題を解決するための手法はどうあるべきなのか。それに合致する制度があればそれでよろしいわけですが、そうでない場合は、積極的に制度立案をするようにというような指示も出してございまして。実際に防災だけではなくて、さまざまな課から政策提言が行われているところでございまして。

こういった灯を消さないように、しっかりと、黒潮町のために何ができるのかを真剣に考えていきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

ここへ書いちゃったですけど。ほんと、地方分権という言葉と言おうかと思いつたに、忘れておりました。ほんとですね、時間もまだ余っておりますけれども、まあ私の質問で何か参考になることがあればですね、ぜひ検討してですね、これからの行政運営に役立っていただきたいと思えます。

これで質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

散会時間 15時 34分